

# 「一九九九年 外国人事業法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

一九九九年 外国人事業法

前文省略

第一条(法令名)

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕外国人事業法(プララーチャバンヤット・ガーンプラコーブ・トゥラキット・コーン・コンターンダーオ)」と呼ぶ。

第二条(施行日)

この法令は官報告示から九〇日後に施行する。

第三条(旧法廃止規定)

以下を廃止する。

- (一) 仏暦二五〇五年〔西暦一九七二年〕十一月二四日付けの革命団布告第二八一号。
- (二) 仏暦二五〇一年〔西暦一九七八年〕・仏暦二五〇五年〔西暦一九七二年〕十一月二四日付け革命団布告第二八一号を改定増補する法令。
- (三) 仏暦二五三五年〔西暦一九九二年〕・仏暦二五〇五年〔西暦一九七二年〕十一月二四日付け革命団布告第二八一号を改定増補する法令。

第四条(語句定義)

この法令において、

「外国人(コン・ターンダーオ)」とは、以下を意味する。

- (一) タイ国籍を有していない自然人。
- (二) タイ国内で登記していない法人。
- (三) タイ国内で登記している法人であるが、以下の形態にあるもの。
  - (a) (一) または (二) に基づく人が資本である株式を半数以上保有する法人、あるいは (一) または (二) に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。
  - (b) (一) に基づく人が業務執行社員または支配人である登録された合資会社または合名会社。
- (四) (一) (二) または (三) に基づく人が資本である株式を半数以上保有するタイ国内で登記された法人、あるいは (一) (二) または (三) に基づく人がその法人の全資本の半分以上を投資した法人。

これらの定義に資するために株主に対して発行された種類の株券を有する株式会社の株式は外国人の株式と見なす。ただし省令に別様の規定がある場合はその限りではない。

「資本(トゥン)」とは、株式会社の登録資本、または公開株式会社の払込済み資本、あるいは社員または会員である者が合名・合資会社[パートナーシップ]またはその法人に出資した金銭を意味する。

「最低資本(トゥン・カンタム)」とは、外国人がタイ国内で登記した法人である場合は外国人の資本を、及び外国人がタイ国内で登記されていない法人または自然人である場合はタイ国内での事業開始時

に外国人が持ち込んだ外貨を意味する。

「事業(トゥラキット)」とは、農業、工業、工芸、商業、サービス業、またはその他の商業上の事業を営むことを意味する。

「許可書(バイ・アヌヤート)」とは、営業許可書を意味する。

「許可書取得人(プー・ラップ・バイ・アヌヤート)」とは、許可書を取得した外国人を意味する。

「証明書(ナンスー・ラップローン)」とは、営業証明書を意味する。

「証明書取得人(プー・ラップ・ナンスー・ラップローン)」とは、証明書を取得した外国人を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、外国人事業委員会を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「登記官(ナーイ・タビヤン)」とは、外国人事業登記官として大臣が任命した者を意味する。

「局長(アティボディ)」とは、商業登録局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

#### 第五条(事業規制基準)

この法令に基づき外国人の事業を許可するにあたっては、国家安全保障、国家経済社会開発、公序良俗、国の文化、習慣・伝統、自然・エネルギー・環境保護、消費者保護、事業規模、雇用、技術移転、研究開発の発展に及ぼす利失を考慮し、審査する。

#### 第六条(事業禁止外国人)

以下の外国人は王国内で事業を営むことを禁じる。

- (一) 法律に基づき追放された、または追放を待つ外国人。
- (二) 移民法またはその他の法律に基づく許可を得ずに王国内に移住した外国人。

#### 第七条(外国人特例)

以下の外国人は局長から許可書を取得した時に、大臣が内閣の承認のもとに官報で告示することにより布告規定した業種及び場所においてのみ事業を営むことができる。当該告示において大臣はしかるべき条件を規定することもできる。

- (一) 王国内で出生したが、国籍法または他の法律に基づきタイ国籍を取得しなかった外国人。
- (二) 国籍法または他の法律に基づきタイ国籍を剥奪されたことにより外国人となった外国人。

許可書の申請、発行、許可期間は省令が規定した原則・方法に従う。

局長が第一段落に基づく外国人に許可しなかったとき、その外国人は大臣に不服を申し立てる権利を有する。このとき第二〇条第一段落及び第二段落の内容規定を準用する。

#### 第八条(末尾リストと規制内容)

第六条、第七条、第一〇条、第一二条の規定下に、

(一)リスト1の規定に基づく特別事由により外国人の営業を許可しない事業を外国人が営むことを禁じる。

(二)リスト2の規定に基づく国家安全保障に係る事業、文化、伝統習慣、地場工芸に影響を及ぼす事業、天然資源または環境に影響を及ぼす事業を外国人が営むことを禁じる。ただし内閣の承認下内閣大臣から許可を得た場合はその限りではない。

(三)リスト3の規定に基づくタイ人が外国人との競争に準備ができていない事業を外国人が営むことを禁じる。ただし委員会の承認下に局長から許可を得た場合はその限りではない。

#### 第九条(規制業種の改定)

この法令の末尾リストにある事業種類の改定変更は勅令により行う。ただし第一リスト及び第二リストの第一群については法令により行う。

委員会はこの法令の末尾リストにある事業種類の改定審査をこの法令が施行された日から一年ごとに少なくとも一回実施し、見解を内閣に具申する。

第一段落に基づく事業種類の改定変更がある前に、この法令の末尾リストで規定されていない事業を営んでいた外国人は、その事業が後にこの法令に基づき許可を申請しなければなくなり、その外国人が事業を継続する目的を有する場合は、第一条に規定された原則・方法に基づき営業証明書を求めるために局長に申告する。

第三段落に基づき行動中で、まだ営業証明書を取得していない期間中は、その外国人をこの法令に基づき許可を取得せずに事業を営む者とは見なさない。

#### 第一〇条(友好条約締結国の外国人)

タイ王国政府から臨時的に許可を取得してこの法令の末尾リストに基づく事業を営む外国人に対し、第五条、第八条、第一五条、第一七条及び第一八条を適用しない。

タイが加盟している、または義務に基づく拘束条件を有する条約により、この法令の末尾リストに基づく事業を営む外国人は、第一段落で規定された諸条の内容規定を適用せず、その外国人の本国におけるタイ人及びタイ企業の事業を営む権利の行使を含むその条約の内容規定及び条件に従う。

#### 第一一条(条約締結国外国人への営業証明)

第一〇条に基づく外国人が、この法令の末尾リストにある事業を営みたいときは、営業証明書を求めるために省令が規定する原則及び方法に従い局長に申告する。局長はその外国人に速やかに、その外国人から申告書を受け取った日から三〇日以内に営業証明書を発行する。ただし申告が省令の規定する原則及び方法に従っていない、あるいは第一〇条と適合しない場合であると判断したとき、局長は速やかに、外国人から申告を受けた日から三〇日以内にその外国人にその旨を通知する。

営業証明書は政府または条約が規定する条件を明記しなければならない。

#### 第一二条(BOI企業、輸出企業への営業証明)

投資奨励法に基づく投資奨励を受けた、あるいはタイ工業団地公団法またはその他の法令に基づく輸出目的の工業または商業の営業許可書を取得した外国人の事業がこの法令の末尾リスト2、リスト3にある事業である場合、その外国人は営業証明書のために局長に申告する。局長または委任された係官が投資奨励証または当該許可書の適正さを審査した時、局長は速やかに、投資奨励証または許可書を受け取った日から三〇日以内に営業証明書を発行する。この場合、当該外国人はこの法令の適用を第二一条、第二二条、第三九条、第四〇条、第四二条を除き、その事業が投資奨励を受けた、または輸出目的の工業または商業の営業許可を受けた期間にわたって免除される。

第一段落に基づく営業証明書の発行は局長が規定した原則及び方法に従う。

#### 第一三条(他の法令との関係)

外国人の株式所有、合資・合名、投資、外国人の一部業種の営業における許可または禁止、または外国人の営業に係る原則を規定した他の法令がある場合、当該法令を適用し、この法令の内容規定を他の法令が規定している特定の部分について適用しない。

#### 第一四条(最低資本)

外国人がタイ国内での営業開始の際に使用する最低資本は省令の規定を下回る額であってはならず、二〇〇万バーツ以上なければならない。

第一段落の外国人の事業がこの法令の末尾リストに基づく許可を取得しなければならない事業である場合は、各事業について省令が規定する最低資本は三〇〇万バーツ以上でなければならない。

この条の内容規定に基づき出される省令は、タイ国内に持ち込まなければならない、または送り込まなければならない最低資本の期間について規定することもできる。

この条の規定内容は、外国人がタイ国内ですでに営業している事業から得られた収入から生じた金銭または資産を他の事業を開始するために投入した、あるいは他の事業または法人に出資した、または投資した場合には適用しない。

#### 第一五条(リスト2企業のタイ人出資比率)

リスト2にある事業を営むことができる外国人は、タイ人またはこの法令に基づく外国人でない法人がその法人である外国人の資本の四〇%以上の株式を所有していなければならない。ただし、しかるべき事由により、大臣が内閣の承認下に当該比率を軽減することもできるが、それでも二五%以上なければならない。またタイ人取締役数は全取締役数の五分の二以上なければならない。

#### 第一六条(許可申請できる外国人資格)

許可を申請できる外国人は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) 満二〇歳以上である。
- (二) 王国内に居住する、または移民法に基づき一時的に王国内への入国を許可されている。
- (三) 無能力者または準無能力者でない。

(四)破産者でない。

(五)この法令または仏暦二五一五年〔西暦一九七二年〕十一月二四日付け革命団布告第二八一号への違反で、判決により罰則を受けたことがない、あるいは略式処分で科料を科されたことがない。ただし許可書申請日までに刑罰終了から五年以上が経過した場合を除く。

(六)詐取、横領を基礎とする違反、刑法典に基づく商行為に係る違反、金銭借入法に基づく違反、移民法に基づく違反において判決により拘禁刑を受けたことがない。ただし許可書申請日までに刑罰終了から五年以上が経過した場合を除く。

(七)許可書申請日までの五年間に、この法令または仏暦二五一五年〔西暦一九七二年〕十一月二四日付け革命団布告第二八一号に基づく許可書を取り消されたことがない。

法人が許可書の申請者である場合、その法人の外国人である取締役、支配人、または事業責任者は第一段落における資格がなければならない、または禁止状態にあってはならない。

#### 第一七条(許可申請)

営業許可申請において、外国人は省令が規定する原則及び方法に従い大臣または局長に許可を申請する。リスト2にある事業の場合は内閣が、リスト3にある事業の場合は局長が承認または許可を審査し、申請日から六〇日の期限内に審査を終了する。内閣の承認審査で内閣が当該期限内に審査を終了することができない不可避の事由がある場合、審査期限を必要に従い、ただし当該期限日から六〇日以内の範囲で延長することができる。

第一段落に基づき内閣が承認した、あるいは局長が許可した時、大臣または局長は内閣が承認した、あるいは局長が許可した日から一五日以内に許可書を発行する。

リスト2にある事業である場合、承認にあたって大臣は内閣が決定したところに従い、または第一八条の内容規定に基づき出された省令の規定に従い条件を規定することもできる。あるいはリスト3にある事業である場合、局長は第一八条の内容規定に基づき出された省令の規定に従い条件を規定することもできる。

内閣が外国人に対しリスト2に基づく事業を営むことを承認しなかった場合、大臣は三〇日以内に不承認を書面をもってその外国人に通知し、不承認となった事由を明確に示す。

局長が外国人に対しリスト3に基づく事業を営むことを許可しなかった場合、局長は一五日以内に不許可を書面をもってその外国人に通知し、不許可となった事由を明確に示す。その外国人は不許可に対する不服を大臣に申し立てる権利を有し、第二〇条の内容規定を準用する。

#### 第一八条(許可書取得者の遂行条件)

大臣は委員会の提言により、許可書取得者である外国人が遂行しなければならない以下の条件を規定する省令を発令する権限を有する。

- (一)許可を受けた事業において使用する借入金と資本との比率。
- (二)王国内に定住地または居住地を有していなければならない外国人である取締役の数。
- (三)最低資本を国内に維持しておく額と期間。

- (四) 技術または資産。
- (五) 必要なその他の条件。

#### 第一九条(許可取消)

許可書取得者または営業証明書取得者が以下の行為をしたことが明らかな時、

- (一) 第七条第一段落に基づき大臣が規定した条件に違反した。
- (二) 第一一条第二段落または第一七条第三段落に基づき規定された条件に従わなかった。
- (三) 第一五条に違反した。
- (四) 第一六条の資格に欠ける、または禁止様態にある。
- (五) 第三五条に基づく違反を犯した。

(一)(二)または(三)である場合、局長は許可書取得者または営業証明書取得者に、局長が適当と判断した期限内に第七条第一段落、または第一一条第二段落、第一七条第三段落、第一五条に従うよう通知書を出す。もし許可書取得者または営業証明書取得者がしかるべき事由なく局長が出した通知書に従わなかったときには、局長は命令から六〇日以内のしかるべき期間にわたって許可書の使用を一時的に休止する、または営業を一時的に停止するよう命じる権限を有する。当該期間が終了した時点で外国人がすべての修正に応じなかった場合、局長は当該許可書または営業証明書の取消命令を検討する、あるいは許可書の取消命令を検討するよう大臣に報告する。

(四)及び(五)である場合、局長は当該許可書または営業証明書の取消命令を検討する、あるいは許可書の取消命令を検討するよう大臣に報告する。

#### 第二〇条(許可取消への不服申立)

局長が第一九条第二段落に基づき許可書の一時的な使用休止または営業の一時的停止を命じた、あるいは許可書または営業証明書の取消を命じた場合、許可書取得者または営業証明書取得者は命令を受けた日から三〇日以内に大臣に文面をもって不服を申し立てる権利を有する。

不服申立は局長の命令に基づく執行を猶予するものではない。ただし大臣が委員会の提言より猶予を命じた場合はその限りではない。

大臣は不服申立から三〇日以内に判定を下さなければならない。大臣の判定は最終的なものとする。

#### 第二一条(許可期間)

第七条、第一九条、第二〇条の適用下に、許可書は許可書取得者が許可を取得した事業の廃業まで使用することができる。営業証明書についてはタイ王国政府から許可を得た期間にわたって、またはその事業を規定した条約に基づく期間にわたって、あるいはその事業が投資奨励を受けた期間、輸出目的の工業または商業の営業許可を得た期間にわたって使用することができる。ただし営業証明書取得者が当該期間の終了前に許可を得た事業を廃業した場合は営業証明書の使用はそれまでとする。

許可書取得者または営業証明書取得者は当該許可書または証明書を自身の事業所の公開された場所に掲示しなければならない。

もし許可書または営業証明書が破損、紛失したときは、破損、紛失を知った日から一五日以内に登記官に対し代用書を申請する。

許可書または営業証明書の代用書の申請及び発行は大臣が規定した様式及び方法に従う。ただし代用書の発行は申請から三〇日以内でなければならない。その代用書は新たな許可書または営業証明書を取得するまで許可書または営業証明書に代え使用できる書類であると見なす。

#### 第二二条(廃業・移転報告)

許可書取得者、営業証明書取得者が廃業した、あるいは事務所または事業所を移転した時、廃業または移転をその廃業または移転日から一五日以内に、省令が規定した様式及び方法に従い登記官に申告する。

#### 第二三条(外国人事業委員会)

商業省事務次官を委員長、国家経済社会開発委員会事務局代表、投資委員会事務局代表、国防省代表、大蔵省代表、外務省代表、農業・協同組合省代表、運輸通信省代表、内務省代表、労働・社会福祉省代表、科学技術環境省代表、工業省代表、文部省代表、厚生省代表、消費者保護委員会事務局代表、警察庁代表、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、タイ銀行協会代表、五人以下の大臣任命有識者を委員、商業登録局長を委員兼書記とする外国人事業委員会を設置する。

有識者委員は経済学、政治学、商学、科学、技術、環境、商業、投資、経営、工業における専門知識を有する者でなければならない。政党顧問または政治職にあってはならない。

第一段落に基づく代表は、公官庁である場合は局長またはそれと同格以上の地位にある者でなければならない。タイ商業会議所、タイ工業連盟、タイ銀行協会の代表はそれぞれ理事以上の地位にある者でなければならない。

#### 第二四条(有識者委員の任期)

有識者委員の任期は一期二年とする。

委員が任期切れ前に離任した場合、または大臣がすでに任命された委員が任期途中で委員の追加任命をした場合、代わりに任命された者、追加任命された者の任期はすでに任命されている委員の残り任期と同じとする。

離任した有識者は再任されることができ、連続して二回までとする。

#### 第二五条(有識者委員の離任)

第二四条に基づき任期切れにより離任するほかに、有識者委員は以下の時、離任する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。

(三)不品行、任務遂行に対する能力の欠如または不誠実、あるいは能力低下により大臣が解任した。

(四)破産者である。

(五)無能力者または準無能力者である。

(六)最終判決により禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

(七)第二三条の資格条件に欠ける、または禁止状態にある。

#### 第二六条(委員会の任務)

委員会はこの法令の規定に基づく権限を有し、以下の任務を行う。

(一)この法令に基づく勅令制定、省令発令、または第七条に基づく外国人の事業の業種及び事業地の規定、あるいは第八条(二)に基づく内閣承認の申請における大臣への助言、提言、見解の提出。

(二)王国内における外国人の事業に係る、影響及び適正を含めた研究、情報収集、報告作成。大臣への報告は一年に一回以上なされなければならない。

(三)大臣の委任に基づくその他の件での大臣への助言、提言、見解の提出。

#### 第二七条(委員会会議)

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。もし委員長が会議に出席しない、または任務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選し議長とする。

会議での議決は多数決による。委員一人は一票を有し、もし票数が同数であれば議長が決定票として一票を投じる。

#### 第二八条(小委員会)

委員会は、委員会の委任に基づき審議、執行する小委員会を設置する権限を有する。小委員会の会議には第二七条を準用する。

#### 第二九条(委員会事務局)

商業省商業登録局は以下の権限を有する、委員会の事務局としての任務を遂行する。

(一)委員会の決定、または委員会の委任に基づく執行。

(二)委員会が大臣に研究、情報収集、報告作成提出するために、王国内における外国人の事業に係る見解をまとめ委員会に提出する。

(三)委員会の一般事務。

#### 第三〇条(登記官・係官の権限)

登記官及び係官は以下の権限を有する。

(一)事情聴取状、またはある者に事実関係を証言させ、事実関係の審査に必要な書類または証拠

を提出させる召喚状を出す。

(二) 緊急な場合を除いては、局長から事前に文面で承認を受けた上で、この法令に基づく検査のために勤務時間内に外国人が事業を営む場所に立ち入り、当該事業所にいる者から事実関係を聴取する、または必要な書類・証拠を提出させる権限を有する。

(二) に基づく任務遂行において、事業所の所有者または監督責任者は登記官または係官にしかるべき便宜を供する。登記官または係官は脅迫的、あるいは刑事訴訟法典に基づく捜査の形態をもった行為をしてはならず、緊急の場合を除き、事業所の所有者または監督責任者に三営業日以上前もって予告状を送らなければならない。任務遂行を終えた時、登記官または係官は速やかに任務遂行の結果を大臣に報告する。

### 第三一条(書類申請)

書類の調査、謄本作成、あるいは登記官に内容証明付き謄本作成または複写、あるいは登記官が保管している内容の証明書発行を申請する者がいるとき、登記官は速やかに許可する。ただしその書類が公務情報法またはその他の法令で公開が禁止されているものである場合はその限りではない。申請者は省令が規定する手数料を支払う。

### 第三二条(係官の身分証明証)

係官は省令が規定する様式に基づいた身分証明証を有し、任務遂行の際に関係者にその身分証明証を提示しなければならない。

### 第三三条(捜査官規定)

この法令に基づく任務遂行において、委員、局長、登記官、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

### 第三四条(許可取消外国人の事業継続への罰則)

許可書または営業証明書を取得した外国人で、許可書の停止または取り消し処分を受けた、あるいは営業証明書に基づく事業の中止及び不服申立の権利取り消しを命じられた、あるいは大臣が許可書の停止または取り消し、あるいは事業中止の最終判断を下したにもかかわらず、依然としてその事業を続けた者は、三年以下の懲役、または十万バーツ以上百万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、違反期間にわたって一日あたり一万バーツ以下の罰金に処する。

### 第三五条(虚偽の合同事業への罰則)

この法令に基づき事業を営む許可書を取得した外国人で、この法令に基づき事業を営む許可書を取得していない他の外国人と合同で事業を営む、あるいは他の外国人のこの法令の内容規定の回避または違反のために、自身が単独の事業主であるとし、他の外国人が合同事業主となっている事業を営む者は、三年以下の懲役、または十万バーツ以上百万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は合同事業の廃業またはその営業の無効を命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期

間にわたって一日あたり一万バーツ以上五万バーツ以下の罰金に処する。

第三六条(外国人と結託したタイ人への罰則)

タイ国籍者またはこの法令に基づく外国人でない法人が、許可を得ずにこの法令末尾にある規制事業を営む外国人に対し、その外国人と結託した上で、助力した、支援した、または事業参加した、あるいはこの法令の内容規定を回避または違反しながら外国人が事業を営むために、自身の事業であるとし、または合名・合同会社、株式会社、法人において外国人に代わり株式を所有し、外国人の事業に参加した者は、三年以下の懲役、または十万バーツ以上百万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は助力、支援の取り止め、または合同事業の廃業、株式所有の取り止め、または合名・合同社員の無効を命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期間にわたって一日あたり一万バーツ以上五万バーツ以下の罰金に処する。

第三七条(六、七、八条違反への罰則)

第六条、第七条、第八条に違反しながら事業を営む外国人は、三年以下の懲役、または十万バーツ以上百万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、裁判所は営業の中止、または廃業、株主をやめる、合名・合同社員をやめるよう命じる。裁判所の命令に従わないときは、違反期間にわたって一日あたり一万バーツ以上五万バーツ以下の罰金に処する。

第三八条(一四条、一八条違反への罰則)

第一四条に違反して、または第一八条(三)の条件に従わず事業を営む外国人は、十万バーツ以上百万バーツ以下の罰金、及びさらなる違反期間にわたって一日あたり一万バーツ以上五万バーツ以下の罰金に処する。

第三九条(二一、二二条違反への罰則)

許可書または営業証明書を取得した者で、第二一条第二段落または第三段落に従わない、あるいは第二二条に違反した者は、五千バーツ以下の罰金に処する。

第四〇条(登記官・係官への不協力)

しかるべき事由なく、登記官または係官の事情聴取状または召喚状に従わない、あるいは登記官または係官が事情聴取または検査する際に事実関係を明らかにしようとし、書類または証拠を提出しない、あるいは第三〇条に基づき登記官または係官に便宜を供しなかった者は、五千バーツ以下の罰金に処する。

第四一条(違反者が法人である場合)

法人が第三四条、第三五条、第三六条、第三七条の違反者である場合、その違反を知っていた、またはその違反の発生を防止するための何らかの行動を起こさなかった取締役、合名・合同社員、また

は法人を代表する権限を有する者は、三年以下の懲役、または十万パーツ以上百万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四二条(略式処分)

第三九条、第四〇条への違反である場合、局長または局長が委任した者は略式処分を下す権限を有する。容疑者が略式処分のあった日から三〇日以内に、局長または局長が委任した者が下した略式処分に基づく料金を支払った時、その事件は終結となる。

#### 第四三条(旧勅令・省令等の扱い)

この法令が施行された日に施行中の勅令、省令、布告、命令はこの法令の内容規定に反しない、または齟齬しない限り、この法令に基づき出された勅令、省令、布告、命令が施行されるまで施行することができる。

#### 第四四条(既得権者の取扱い)

この法令が施行になる前に、仏暦二五一年[西暦一九七二年]十一月二四日付け革命団布告第二八一号に基づき権利を取得した、または営業許可を取得した外国人は、当該権利または許可に基づく条件及び期間にわたってその事業を継続できる。

#### 第四五条(新規制事業への許可)

この法令が施行された日に、仏暦二五一年[西暦一九七二年]十一月二四日付け革命団布告第二八一号の末尾リストになかった、この法令の末尾リストにある規制事業を営む外国人で、事業の継続を望む者は、第一一条で規定された原則及び方法に基づき営業証明書を申請するために局長に申告する。このとき、この法令の施行日から一年以内で、かつ営業証明書をまだ取得していない間は、その外国人はこの法令に基づき許可を取得しないで事業を営む者とは見なさない。

#### 第四六条(主務大臣の権限)

商業大臣をこの法令の主務大臣とする。主務大臣は登記官及び係官を任命する権限、及びこの法令末尾にあるレートを上回らない範囲で手数料を規定する、または手数料を廃止する省令、及びこの法令に基づく執行のためのその他の事項を規定する省令を発令する権限を有する。

その省令は官報告示により施行することができる。

#### 手数料レート

##### 一、許可書申請

(a) 第七条に基づく許可書申請 一千パーツ

- (b) 第一七条に基づく許可書申請 二千バーツ
- (c) 第一一条、第一二条に基づく営業証明書申請 二千バーツ

## 二、許可書発行

- (a) 第七条に基づく許可書 五千バーツ
- (b) リスト2の事業に対する許可書
  - (1) 自然人 四万バーツ
  - (2) 法人 登録資本金一千バーツにつき十バーツ、ただし四万バーツ以上、五十万バーツ以下とする。千バーツ以下の単位は切り上げる。
- (c) リスト3の事業に対する許可書
  - (1) 自然人 二万バーツ
  - (2) 法人 登録資本金一千バーツにつき五バーツ、ただし二万バーツ以上、二十五万バーツ以下とする。千バーツ以下の単位は切り上げる。

## 三、営業証明書 二万バーツ

## 四、許可書または営業証明書の代用書 五千バーツ

## 五、不服申立

- (a) 第七条に基づく不許可命令への不服申立 一千バーツ
- (b) 第一七条に基づく不許可命令への不服申立 二千バーツ
- (c) 第二〇条に基づく許可書、営業証明書の停止、取り消し命令への不服申立 二千バーツ

## 六、廃業または事業所・事業地の移転通知 一千バーツ

## 七、登記、許可書または営業証明書の内容変更 一千バーツ

## 八、書類審査または謄本作成 一件二百バーツ

## 九、内容証明付きの書類謄本作成または複写の申請 一頁一〇〇バーツ

## 一〇、登記内容の証明書発行 一件一〇〇バーツ

## 規制事業リスト

### リスト1

特別事由から外国人の営業を禁止する事業。

- (一)新聞事業、ラジオ局・テレビ局事業。
- (二)稲作、畑作、園芸。
- (三)畜産。
- (四)林業及び林産物加工。
- (五)タイ領海及び経済水域における漁業。
- (六)タイ薬草抽出。
- (七)タイの古美術品または歴史的に価値のある物の取引及び競売。
- (八)仏像制作・鋳造、及びバート(托鉢用の鉢)制作。
- (九)土地取引。

リスト2

国家安全保障に係る、または文化、伝統、地場工芸、天然資源・環境に影響を及ぼす事業。

第一群 国家安全保障に係る事業

- (一)以下の製造、販売、修繕。
  - (a)銃器、銃弾、火薬、爆薬。
  - (b)銃器、銃弾、爆薬の構成部品。
  - (c)武器、軍用飛行機、軍用輸送機器。
  - (d)戦争物資全種の機器または構成部品。
- (二)国内航空事業を含めた国内陸運、水運、空運。

第二群 文化、伝統、地場工芸に影響を及ぼす事業

- (一)タイ美術工芸である小美術品の商取引。
- (二)木彫品製造。
- (三)養蚕、タイシルク製糸、タイシルク織布、またはタイシルク模様染め。
- (四)タイ楽器制作。
- (五)金細工品、銀細工品、ニエロ細工品、金象眼細工品(クルアントーン・ローンヒン)、漆器の制作。
- (六)タイ美術文化である椀類、陶器制作。

第三群 天然資源または環境に影響を及ぼす事業

- (一)さとうきびからの砂糖製造。
- (二)地下塩汲み出しを含めた塩田事業。
- (三)岩塩事業。
- (四)爆破または砕石を含めた鉱業。
- (五)家庭用品、什器制作のための木工業。

リスト3

タイ人に外国人との競争準備がまだ整っていない事業。

(一) 精米及び米粉・穀物粉製造。

(二) 水産物養殖。

(三) 植林による林業。

(四) 合板、ベニヤ板、チップボード、ハードボード製造。

(五) 石灰製造。

(六) 会計サービス。

(七) 法律サービス。

(八) 建築設計サービス。

(九) 工学サービス。

(一〇) 以下を除く建設業。

(a) 外国人の最低資本が五億バーツ以上の、特別な工具、機械、技術、専門性を使用しなければならない公衆への基礎サービスとなる公共施設、通信施設の建設。

(b) 省令の規定に基づくその他の種類の建設。

(一一) 以下を除く、仲介業または代理業。

(a) 証券売買における仲介または代理業、あるいは農産物、金融商品・証券の先物取引に係るサービス業。

(b) 同一グループ内の企業の製造、サービス提供に必要な財・サービスの売買、調達における仲介または代理業。

(c) 外国人の最低資本が一億バーツ以上の、国際事業としての形態を有する、国内製造製品または輸入製品販売のための国内外での売買、調達、セールス、マーケティングにおける仲介または代理業。

(d) 省令の規定に基づくその他の仲介または代理業。

(一二) 以下を除く、競売業。

(a) タイの美術、工芸、遺物である古美術品、タイの歴史的価値のある物の入札売買ではない国際入札売買の形態を有する競売業。

(b) 省令の規定に基づくその他の競売業。

(一三) 禁止する法律がまだない地場農業製品または産品に係る国内商取引。

(一四) 全最低資本が一億バーツ未満の、あるいは一店舗あたり最低資本が二〇〇〇万バーツ未満の全種類商品の小売業。

(一五) 一店舗あたり最低資本が一億バーツ未満の全種類商品の卸売業。

(一六) 広告業。

(一七) ホテル運営サービスを除くホテル業。

(一八) 観光ガイド業。

(一九) 飲食物販売業。

- (二〇) 植物の種苗、品種改良事業。
- (二一) 省令で規定されたサービス業を除くその他のサービス業。

## 一九七八年 外国人就業法

### 第一条 (法令名)

この法令を「仏暦二五二一年(西暦一九七八年)外国人就業法」と呼ぶ。

### 第二条 (施行日)

この法令は官報記載日をもって施行する。

### 第三条 (革命団布告廃止)

仏暦二五一五年(西暦一九七二年)一月三日付けの革命団布告第三二二号を廃止する。

### 第四条 (不適用対象外国人)

以下の外国人に対しては、王国内での任務遂行にこの法令を適用しない。

- (一) 大使代表団に属する者。
- (二) 領事代表団に属する者。
- (三) 国際連合及び特定専門機関の加盟国の代表及び職員。
- (四) (一)(二)または(三)の人物に随伴し従事するために雇用された外国から来た者。
- (五) タイ政府が外国政府と、または国際機関と締結した合意に基づき任務または責務を遂行する者。
- (六) 勅令に規定したところに従い、教育、文化、芸術、スポーツまたはその他の業務のために任務または責務を遂行する者。(注ノ「西暦一九七八年外国人就業法の規定に基づく必要のない王国内での外国人義務遂行または任務規定に関する勅令」で規定)
- (七) 入国し任務または責務を遂行することを政府が許可した者。

### 第五条 (語句規定)

この法令においては、

「外国人(コン・ターンダーオ)」とはタイ国籍を持たない一般人を意味する。

「労働(タムガン)」とは体力・知識を使用し、賃金またはその他の利益を目的とするしないにかかわらず、就労することを意味する。

「許可証(パイヌヤート)」とは労働許可証を意味する。

「許可証取得者(プー・ラップ・パイヌヤート)」とは許可証を取得した外国人を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは外国人就業審査委員会を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは法令に基づく任務を遂行させるために大臣が任命した者を意味する。

「登記官(ナーイタピアン)」とは外国人就業登記官として大臣が任命した者を意味する。

「局長(アティボディ)」とは労働局長を意味する。

「大臣(ラタモントリー)」とはこの法令の主務大臣を意味する。

#### 第六条(外国人就労禁止職業規定勅令)

第一二条の規定下に、ある場所、ある期間に外国人が就労することを全面禁止または条件付きで禁止する業務は、勅令によって規定する。(注ノ西暦一九七九年外国人就労禁止職業規定勅令で規定)

#### 第七条(就労許可)

第一〇条の規定下に、第六条の規定に従い出された勅令において禁止されていない業務について、局長または局長が委任した係官より許可証を取得したとき外国人は就業できる。ただし、移民法に基づき、必要にして至急の労働のために一五日以内の一時入国した外国人は、局長が規定した様式に従い、局長または局長が委任した係官に書状で通知したとき、就労できる。

#### 第八条(就労許可証申請)

移民法の規定下に、外国人を王国内での自身の事業に就労させる目的を有する者は、その外国人に代わり、局長または局長が委任した係官に許可証取得を申請することができる。

局長または局長が委任した係官は、第一項に基づく外国人がすでに入国したときに、その外国人に対し許可証を発行することができる。

#### 第九条(就業条件と誓約)

第七条及び第八条に基づく外国人への許可において、局長または局長が委任した係官は、外国人の就業のための条件を規定することができる。このとき、外国人に事前にその条件に基づき就業することを誓約させなければならない。もし第八条に基づく場合は、その外国人は王国に入国する前に誓約しなければならない。

#### 第一〇条(BO!企業外国人等の就労許可)

投資奨励法またはその他の法令に基づき王国内での就業許可を取得した外国人は、王国に入国した日から三〇日以内に局長または局長が委任した係官に許可証を申請する。ただし、その外国人がすでに王国内にいる場合は、投資奨励法またはその他の法令に基づき就業許可を得た日から三〇日以内とする。許可証の交付を待っている間、申請者は就業することができる。

局長または局長が委任した係官は申請受理後、遅滞なく許可証を発行する。

#### 第一一条(許可証申請外国人の要件)

第七条に基づき許可証を申請する外国人は以下の要件を満たしていなければならない。

(一) 王国内に居住地を有する、または移民法に基づき一時的に入国が許可された者。ただし観光客あるいはトランジット客として入国を許可された者を除く。

(二) 資格に欠ける者、または大臣が規定、官報で布告した禁止事項に抵触する者。(注ノ一九七九年二月五日付けの資格または禁止規定・及び労働許可証を申請する外国人の条件に関する内務省布告)

#### 第一二条(特例外国人の就労)

以下の外国人は大臣が官報で布告した規定に従うときに就業することができる。その布告において大臣は、適当との判断に従い、いかようにも条件を規定することができる。(注ノ一九七九年五月一日付けの内務省布告に規定)

(一) 国外追放法に基づき国外追放を受けた外国人で、追放処分の代わりに職業を営むことを許容された者、あるいは追放処分を待っている者。

(二) 移民法に基づかず王国に入国してきた外国人で、帰国のための出国を待っている者。

(三) 王国内で誕生した外国人で、西暦一九七二年一月三日付けの革命団布告第三三七号またはその他の法令に従ってタイ国籍を取得していない者。

(四) 西暦一九七二年一月三日付けの革命団布告第三三七号またはその他の法令に従って、タイ国籍を剥奪された外国人。

外国人は、局長または局長が委任した係官から労働許可証を取得したとき、大臣が第一段落に基づき規定したどの労働にも就労することができる。

#### 第一三条(就労許可証の期限)

この法令に基づき発行される許可証は、以下の例外を除き、発行日から一年の期限とする。

(一) 第一〇条に基づき外国人に発行された許可証は、それらの法令に基づき入国、就労が許可された期限と同じ期限とする。

(二) 第一二条に基づき外国人に発行された許可証は、局長または局長が委任した係官が規定した期限とする。ただし発行日から一年を超えてはならない。

(三) 移民法に基づき王国内に一時的に滞在が許された外国人への許可証は、許可証の発行時点における滞在許可期限と同じ期限とする。

(四) 移民法に基づき王国内に一時的に滞在が許された外国人への許可証は、滞在許可期限がはっきりしない場合、発行から三〇日とする。

#### 第一四条(B O I企業外国人等の就労期間延長)

第一〇条に基づく許可証取得者が、それぞれの法令に基づき就労期間の延長許可を得た場合は、延長許可を得てから三〇日以内に登記官に通知し、登記官は許可証にその延長期間を記す。

第一五条(就労期間延長申請)

許可証が期限切れになる前に、許可証取得者が就労を続ける目的を有するときは、登記官に期限の延長を申請する。この場合、許可証の期限延長を申請する者は、登記官が延長を許可しない命令を下すまで就労を続けることができる。

以下の例外を除き、許可証の延長は一回につき一年とする。

(一) 第一三条(三)に基づく許可証期限延長は、その許可証取得者が得た王国滞在延長期間を超えない範囲で延長できる。

(二) 第一三条(四)に基づく許可証期限延長は、一回につき三〇日とする。ただし、その外国人が移民法に基づき明らかに三〇日以上の上国内での滞在を許可された場合は、一年を超えない範囲で滞在許可期間と同じだけ許可証期限を延長できる。

第一六条(許可証発行規定)

以下の場合、大臣は様式、原則、方法を規定する省令を発布する権限を有する。

(一) 第七条、第八条、第一〇条、及び第一二条に基づく許可証取得申請及び発行。

(二) 第一五条に基づく許可証期限延長申請及び延長。

(三) 第一九条に基づく許可証に代わる書類の取得申請及び発行。

(四) 第二一条に基づく職種の変更、居住地、就業地の変更についての許可申請及び許可。

(五) 第三一条に基づく国民証の発行。

第一七条(不許可に対する不服申立)

許可証を発行しない、または第七条、第八条、第一〇条、第一二条に基づき許可しない場合、あるいは第一五条に基づき許可証の期限延長をしない、第二一条に基づき職種の変更、居住地、就業地の変更について許可しない場合、申請者は大臣に不服を申し立てる権利を有する。申立は書類をもって局長または局長が委任した係官、あるいは登記官に、不許可の命令を知った日から三〇日以内に提出する。申立を受理したとき、不服を受理した者は一五日以内に委員会に送付する。大臣は三〇日以内に判定を下す。大臣の判定は最終的なものとする。

第一五条に基づく許可証期限延長の不許可に対して第一段落に従い申し立てた者は、大臣の判定が下るまで就労を継続することができる。

第一八条(許可証携行・保管)

許可証取得者は、係官または登記官にいつでも提示できるよう、就業中において許可証を身に付けるか、就業地に保管しておかなければならない。

第一九条(許可証の代用書)

もし許可証の重要部分が損壊した、あるいは許可証を紛失したときは、損壊または紛失したことを知った日から一五日以内に登記官に許可証に代わる書類の発行を申請する。

第二〇条(許可証の返還)

許可証に明示されたところに従い外国人が就労を終了する場合は、就労終了から七日以内に就業地のある県の登記官に許可証を返還する。

第二一条(許可内容の変更禁止)

許可証取得者が許可証に明示してある職種以外の仕事に就労する、あるいは許可証に記載された居住地、就業地を変更することを禁じる。ただし登記官から許可を得た場合を除く。

第二二条(無許可外国人の雇用禁止)

許可証を持たない外国人を雇用することを禁じる。あるいは許可証で規定した就労の様態、条件と異なる状態で外国人を雇用することを禁じる。

第二三条(使用者の申告義務)

外国人を雇用する者、または許可証に明示された場所と違う場所で就労させるために外国人を配置換えする者、あるいは退職した外国人がいる者は、その雇用、配置換え、退職から一五日以内に登記官に通知する。

第一段落に基づく通知は局長が規定した様式に従う。

第二四条(外国人就業審査委員会)

「外国人就業審査委員会(カナカマカーン・ピチャラナー・ガーンタムガーン・コーン・コンターンダーオ)」と呼ぶ一委員会を設置する。委員会は内務省事務次官または同事務次官が委任した者を委員長とし、外務省代表、工業省代表、地方行政局代表、警察局長代表、社会福祉局代表、検察局代表、商業登録局代表、国内通商局代表、投資奨励委員会事務局長代表、国家社会経済開発委員会事務局代表、及び大臣が任命する三人以下を委員、労働局代表を委員兼書記とする。(注/内務省は労働・社会福祉省、警察局は国家警察庁、検察局は最高検察庁等、官庁名に変更あり)

第二五条(大臣任命委員の任期)

大臣が任命した委員の任期は一期二年とし、離任した委員は再任されることができる。

第二六条(大臣任命委員の離任)

大臣が任命した委員は以下のとき任期前に離任する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。
- (三)大臣が解任した。

すでに任命された委員の任期途中に、増員または改組により委員の任命があった場合、その委員の

任期は、すでに任命された委員の残りの任期と同じとする。

#### 第二七条(委員会の任務)

委員会は大臣に対し以下のとき説明・助言を行う任務を有する。

- (一) 第四条(六)及び第六条に基づく勅令の発布。
- (二) 第一二条に基づく大臣の規定布告。
- (三) 第一六条に基づく省令の発布。
- (四) 第一七条に基づく不服申立ての審理。
- (五) 大臣が委任したその他の任務。

#### 第二八条(委員会の会議)

委員会の会議は半分以上の委員の出席をもって成立する。もし委員長が会議に出席できない、あるいは会議において議長の義務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、その会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。投票に当たっては委員一人が一票を投じる。もし当票数が同数であれば議長が決定票を投じる。

#### 第二九条(小委員会)

委員会は、委員会の義務の枠内での業務遂行または審議のために、小委員会を設置する権限を有する。

小委員会の会議には第二八条を準用する。

#### 第三〇条(係官の権限)

この法令に基づく業務遂行において、局長または局長が委任した係官、登記官、担当官は以下の権限を有する。

(一) ある者をして事実関係を証言させる、または事情聴取するため召喚状を発行する。加えて書類または証拠を送付するよう命じる令状を発行する。

(二) この法令に基づく検査のために、就業中と思われる時間に外国人が就業していると目される場所に立ち入り、責任者または関係者から事実関係を聴取する、または書類その他の証拠の提示を要求する。

(二)に基づく任務遂行において、その場所の所有者または支配人、あるいは責任者、関係者はしかるべき利便を提供する。

#### 第三一条(係官の身分証明書)

登記官または係官は任務遂行に当たって身分証明書を携行し、関係者が要求したときには提示しなければならない。

第三二条(係官への捜査権限付与)

この法令に基づく任務遂行において、局長または局長が委任した係官、登記官、担当官を刑法典に基づく捜査官とする。

第三三条(六条に基づく勅令違反への罰則)

第六条に基づく勅令に違反し就労した外国人は五年以下の懲役刑、または二〇〇〇パーツから一〇万パーツまでの罰金刑、あるいはその併科に処する。

第三四条(七、九、一二条違反への罰則)

第七条、または第九条に従い規定した条件に違反し就労した、あるいは許可証を取得せずに就労した、第一二条に基づき大臣が規定した条件に違反した外国人は三か月以下の懲役刑、または五〇〇〇パーツ以下の罰金刑、あるいはその併科に処する。

第三五条(一〇、一八、二〇条違反への罰則)

第一〇条、第一八条、または第二〇条に違反し就労した外国人は一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第三六条(一四、一九条不履行への罰則)

許可証取得者で第一四条、第一九条に従わなかった者は五〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第三七条(不許可就労継続者への罰則)

就労している外国人で、許可証の期限が切れる前に延長申請せずに許可証の期限が切れた、あるいは第一五条に従い延長申請したものの登記官が延長を許可しなかった、または第一七条に基づき不服を申し立てたものの大臣が許可しなかったにもかかわらず就労を続けた者は、三か月以下の懲役刑、または五〇〇〇パーツ以下の罰金刑、あるいはその併科に処する。

第三八条(二一条違反への罰則)

許可証取得者で第二一条に違反した者は一か月以下の懲役刑、または二〇〇〇パーツ以下の罰金刑、あるいはその併科に処する。

第三九条(二二条違反への罰則)

第二二条に違反し外国人を就労させた者は三年以下の懲役刑、または六万パーツ以下の罰金刑、あるいはその併科に処する。

第四〇条(二三、四二条違反への罰則)

第二三条または第四二条に違反した者は一〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第四一条(係官への不協力者への罰則)

尋問状または召喚状に従わなかった者、あるいは事実関係を明らかにしなかった者、書類・証拠を提出しなかった者、あるいは第三〇条に基づく局長または局長が委任した係官、登記官、担当官の任務執行を妨害した、または利便を提供しなかった者は、三〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第四二条(革命団布告下に就労してきた外国人)

仏暦二五一五年(西暦一九七二年)一二月一三日付けの革命団布告三二二号が発布される前に、自身の事業において就労する外国人がいる者で、同布告第三五項に基づきその外国人に関し報告せず、この法令が施行されても報告しなかった者は、この法令の施行から四五日以内に局長が規定した様式に従い報告する。

第四三条(革命団布告下の許可証の有効性)

仏暦二五一五年(西暦一九七二年)一二月一三日付けの革命団布告三二二号に基づき発行された許可証は、その期限が切れるまで有効であり、許可証取得者はその許可に従い就労できる。

第四四条(革命団布告前の就労外国人)

移民法に基づき王国内に居住地を持ち、仏暦二五一五年(西暦一九七二年)一二月一三日付けの革命団布告三二二号の布告前に就労していた外国人で、同布告に基づき局長または局長が委任した係官に許可証発行を申請し、局長または局長が委任した係官が許可証の発行を認可したもののまだ許可証を取得していない者は、この法令が施行された日においても就労することができ、その施行日から六〇日以内に許可証を受け取りに行く。もしその期日内に許可証を受け取りに行かないときはその許可証の期限が切れたときに無効と見なす。

第四五条(特例外国人の場合)

第一二条に基づく外国人で、この法令が施行になったとき就労している者は、第一二条に基づき大臣が布告するまで引き続き就労することができる。

第一二条に基づく大臣布告が出たとき、その外国人が就労している業種が大臣布告により認められた場合、就労を続けることができるが、大臣布告が施行となってから九〇日以内に許可証取得を申請しなければならない。その外国人が就労している業種が大臣布告により認められなかった場合は、大臣布告が施行となってから一八〇日までは就労を続けることができる。

第四六条(革命団布告下の勅令等の有効性)

仏暦二五一五年(西暦一九七二年)一二月一三日付けの革命団布告三二二号に基づく権限下に発布された一連の勅令、省令、布告、大臣または局長の命令は、この法令の規定に抵触しないかぎり有

効であり、この法令に基づき発布された勅令、省令、布告、大臣または局長の命令と見なす。

#### 第四七条(主務大臣)

内務大臣をこの法令の主務大臣とし、登記官、係官を任命し、この法令の末尾に付す手数料を上回らない範囲で手数料を規定する省令を発布する権限を有する。ただしこの法令に基づく執行のための手数料またはその他の業務規定を除く。(注/主務大臣は官庁再編により労働・社会福祉大臣に変更)

その省令は官報記載をもって施行とする。

#### 一九七九年 外国人就労禁止職業規定勅令

仏暦二五二一年(西暦一九七八年)外国人就業法の第六条に基づく勅令。(前文省略)

#### 第一条(勅令名)

この勅令を「仏暦二五二二年(西暦一九七九年)外国人就労禁止職業規定に関する勅令」と呼ぶ。

#### 第二条(施行日)

この勅令は官報による告示の翌日から施行する。

#### 第三条(旧勅令の廃止)

以下の勅令を廃止する。

- (一) 仏暦二五一六年(西暦一九七三年)外国人就労禁止職業規定勅令。
- (二) 仏暦二五一九年(西暦一九七六年)外国人就労禁止職業規定勅令(第二版)。
- (三) 仏暦二五二〇年(西暦一九七七年)外国人就労禁止職業規定勅令(第三版)。

#### 第四条(禁止リスト)

この勅令の末尾に付すリストに明示した職業について、外国人が商業目的に、または収入目的に営むことを王国内のすべての地域で禁止する。

#### 第五条(主務大臣)

内務大臣をこの勅令の主務大臣とする。

#### 一九七九年 外国人就労禁止職業規定勅令末尾リスト

- (一)単純肉体労働、ただし(二)に基づく漁船における肉体労働を除く。(注ノ仏暦二五三六年〔西暦一九九二年〕外国人就労禁止職業規定勅令〔第二版〕により改定)
- (二)農業、畜産業、林業、漁業。ただし専門職、農場監督、海洋漁業船舶における単純肉体労働を除く。
- (三)レンガ積み、大工、その他の建設作業。
- (四)木彫り。
- (五)自動車運転、または輸送機械の運転。ただし国際間の航空機運転を除く。
- (六)店頭販売。
- (七)市場販売。
- (八)会計の管理、監査、サービス。ただし断続的な内部監査を除く。
- (九)ダイヤモンドまたは宝石の研磨。
- (一〇)理髪、美容。
- (一一)手作業による織布。
- (一二)莫産織り、またはイグサ、籐、アサ、藁、竹皮の加工用品製作。
- (一三)手作りのサーペーパー作り。(注ノ一種の和紙)
- (一四)漆器作り。
- (一五)タイ楽器作り。
- (一六)ニエロ細工。
- (一七)金、銀、ナーク細工。(注ノナークは金銀銅の合金)
- (一八)象眼細工。
- (一九)タイ人形製作。
- (二〇)敷き布団・掛け布団の製作。
- (二一)バート製作。(注ノ金属鉢)
- (二二)手作りの絹製品製作。
- (二三)仏像製作。
- (二四)ナイフ・包丁製作。
- (二五)紙製または布製傘製作。
- (二六)製靴。
- (二七)帽子製作。
- (二八)ブローカー業、エージェント業。ただし国際貿易事業におけるブローカー、エージェント業を除く。
- (二九)設計、計算、研究システム構築、プロジェクト計画、検査、建築管理、または助言に関するエンジニアリング、土木エンジニアリング業。ただし特別な専門性のあるものは除く。
- (三〇)設計、デザイン、価格見積もり、建築監督、または助言に関する建築士業。
- (三一)装身具製作。
- (三二)陶磁器作り。

- (三三) 煙草の手巻き。
- (三四) 旅行ガイド、観光ツアー業。
- (三五) 行商。
- (三六) タイ活字配列。
- (三七) 手による生糸の巻き取り。
- (三八) 事務員または書記員。
- (三九) 法律または訴訟におけるサービス。

一九七八年外国人就業法の規定に基づく必要のない王国内での外国人義務遂行または任務規定に関する勅令。

仏暦二五二一年(西暦一九七八年)外国人就業法第四条(六)に基づく規定。  
(前文省略)

#### 第一条(勅令名)

この勅令を「仏暦二五二二年(西暦一九七九年)・仏暦二五二一年(西暦一九七八年)外国人就業法の規定に基づく必要のない王国内での外国人義務遂行または任務規定に関する勅令」と呼ぶ。

#### 第二条(施行日)

この勅令は官報告示日の翌日から施行となる。

#### 第三条(旧勅令の廃止)

「仏暦二五一七年(西暦一九七四年)・仏暦二五一五(西暦一九七二年)一二月一三日付革命団布告三二二号の規定に基づく必要のない外国人義務遂行または任務規定に関する勅令」を廃止する。

#### 第四条(外国人就業法を適用しない外国人)

王国内での以下のような義務・任務を遂行する外国人は、仏暦二五二一年(西暦一九七八年)外国人就業法の規定に基づく必要はない。このとき、その外国人が王国への入国を許可された義務・任務遂行に係る部分に限定する。

- (一) 教員及び教師の研修、国立の短大・大学レベルの学生への教授を含め、国家教育開発において政府を支援するため。
- (二) タイ国スポーツ振興公団との合意に基づく運動選手の訓練において支援するため、または三〇日以内における王国内でのスポーツ競技会に参加するため。あるいは、
- (三) 内閣の了解を得た文化・芸術交流のため。
- (四) 会議、セミナーまたは展示会開催に関する遂行、あるいは会議、セミナー、展示会における意見

の表明、説明のため。このとき政府機関または政府企業が共催者であるか、通知を受けた場合に限る。また期限は三〇日以内とする。

第五条(主務大臣)

内務大臣をこの勅令の主務大臣とする。

一九七八年外国人就業法第一二条に基づく外国人職業規定に関する内務省布告

仏暦二五二一年(一九七八年)外国人就業法第一二条に基づく権限により、内務大臣は以下の職種を外国人が就業できる職種とする。

- 一、自転車修理。
- 二、自動車シート組立・修理。
- 三、自動車車台の組立・修理。
- 四、自動車排気筒の組立・修理。
- 五、鋳掛け。
- 六、家具大工。
- 七、建築大工。
- 八、木工所内の製材。
- 九、左官。
- 一〇、ペンキ塗り。
- 一一、窓据付・修理。
- 一二、網戸据付。
- 一三、布染色。
- 一四、婦人服縫製を除く縫製。
- 一五、洗濯・アイロン掛け。
- 一六、野菜及び果樹園。
- 一七、養蚕を除く動物飼育。
- 一八、医薬品、化学品、ラジオ受信機、テレビ受像機、スチルカメラ、映写機、武器または爆発物とその関連品、及びそれらの部品ではない商品の小売り。
- 一九、料理・飲料の販売。
- 二〇、飲食品の製造。
- 二一、靴製作・修理。
- 二二、時計、万年筆、眼鏡の修理。
- 二三、ナイフ包丁類の研磨。
- 二四、額縁製作。

- 二五、金、銀、その他貴金属の細工。
- 二六、絹布及び生糸に関係した製品製作を除く毛糸編み及び手織り。
- 二七、単純肉体労働。

労働許可証を申請する外国人の資格または要禁止形態及び条件規定に関する内務省布告

仏暦二五二一年(一九七八年)外国人就業法第一条(二)に基づく権限により、内務大臣は以下に、労働許可証を申請する外国人の資格または要禁止形態及び条件の規定を布告する。

- (一)労働許可証申請に基づく労働において知識及び能力を有する。
  - (二)精神異常または痴呆でない。
  - (三)癩病、危険期の結核、社会に嫌悪感をもたらす症状期の象皮病、強度の麻薬中毒、慢性アルコール依存症でない。
  - (四)労働許可証申請時点から遡って一年以内に移民法、外国人就業法違反による懲役刑を受けたことがない。
- ここに現在より適用する。

一九七九年 移民法

前文省略。

第一条(法令名)

この法令を「仏暦二五二二年〔西暦一九七九年〕移民法(プララーチャバンヤット・コンカオムアン)」と呼ぶ。

第二条(施行日)

この法令は官報告示後九〇日をもって施行する。

第三条(旧法の廃止)

以下を廃止する。

- (一)仏暦二四九三年(西暦一九五〇年)移民法。
- (二)仏暦二四九七年(西暦一九五四年)移民法〔第二版〕。

この法令の規定と重複している、あるいは矛盾・相反している他の法規がある場合、この法令を適用する。

第四条(語句規定)

この法令において、

「外国人(コン・ターン・ダーオ)」とはタイ国籍を持たない一般人を意味する。

「乗物(パーナ)」とは、運輸機械または乗用家畜、あるいは人のある地点からある地点まで運ぶその他の物を意味する。

「乗物の所有者(チャオ・コーン・パーナ)」とは、乗物の所有者の代理人、借主、借主の代理人、管理人、管理人の代理人をも意味する。

「乗物の監督者(プー・クワップクム・パーナ)」とは、船長または乗物の監督責任者を意味する。

「乗物の乗員(コン・プラチャム・パーナ)」とは、乗物の専任職務を有する者、または常勤する者を意味する。及びこの法令に資するために、乗物の乗員がいない際の乗物を運転する乗物の監督者も意味する。

「乗客(コン・ドイサーン)」とは、どんな場合であっても、乗物の監督者及び乗物の乗員を除く、乗物によって旅行する者を意味する。

「入国者(コン・カオ・ムアン)」とは、王国に入国してきた外国人を意味する。

「入国者診察医(ペート・トルワット・コン・カオ・ムアン)」とは、この法令に基づく任務のために局長が任命した医師を意味する。

「家主(チャオ・バーン)」とは、国民登録法に基づく家長で、借主の大家(おおや)またはその他の関係にある者を意味する。

「住居(ケーハサターン)」とは、人が住む家屋、建物、船、筏のような住居を意味する。また刑法典に基づき、塀のあるなしに関わらず住居の周囲も意味する。

「ホテル(ローングレーム)」とは、ホテル法に基づき、旅行者、あるいは居住または一時的に宿泊する所を探す目的を持つ者を受け入れるために設立されたすべての場所を意味する。

「ホテル支配人(プーチャッカーン・ローングレーム)」とは、ホテル法に基づき、ホテルの監督者または管理者を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、入国者審査委員会を意味する。

[係官(パナックガーン・チャオナーティー)]とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した担当官を意味する。

「局長(アティボディ)」とは、警察局長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令に基づく主務大臣を意味する。

\*注ノ九八年一〇月の警察局の内務省の一局から国家警察庁への昇格により、警察局長は警察長官に呼称が変更されている。以下同じ。

第五条(主務大臣)

内務大臣をこの法令に基づく主務大臣とし、係官を任命し、この法令の末尾に付したレートを上回らない範囲で手数料を規定する省令、及びこの法令に基づく執行のためのその他の業務を規定する省

令を発令する権限を有する。

その省令は官報告示をもって施行となる。

\*注 / 主務大臣は内閣総理大臣または内閣総理大臣が任命した大臣に変更となる。

## 第一章

### 入国者審査委員会

#### 第六条(入国者審査委員会)

入国者審査委員会を設置し、内務省事務次官を委員長に、外務省事務次官、警察局長、労働局長、検察局長、投資奨励委員会事務局長、国家安全保障会議事務局長、タイ観光公団総裁を委員、入国管理部司令官を委員兼書記に構成する。

#### 第七条(委員会の権限)

委員会は以下の権限を有する。

- (一) 第三六条第一段落に基づく一時的な王国内での居住許可の取り消し。
- (二) 第三六条第二段落に基づく不服申立の審査。
- (三) 第四一条第一段落に基づく王国に入国し居住する外国人への許可。
- (四) 第四一条第二段落に基づく、王国に入国し居住を申請した外国人の資格に関する原則、国家安全保障に関する条件、その他の条件の規定。
- (五) 第四一条第四段落に基づく、一時的に入国してきた外国人の居住申請原則の規定。
- (六) 第四三条第一段落に基づく王国に入国し居住する外国人への許可。及び第四三条第二段落に基づく当該外国人の財務内容提示に関する規約の規定。
- (七) 一時的に王国に入国してきた外国人への居住許可。また王国内での居住、第四五条第一段落・第二段落に基づき王国内での居住延長を申請してきた外国人への許可及び条件の規定。
- (八) 第四七条第三段落に基づく王国内での居住不許可命令。
- (九) 第五一条第一段落に基づく過去に王国内に居住していた外国人への居住許可。
- (一〇) 第五三条に基づく王国内での居住許可取り消しの審議。
- (一一) 担当係官またはその他の係官の任務執行に関する規約の制定における、あるいはこの法令に基づく省令の発布における大臣への助言、提言及び意見の具申。
- (一二) 内閣または大臣の委任に基づき、移民に関する件を審議し、意見をまとめる。

#### 第八条(委員会の会議)

この法令に基づく委員会の任務遂行において、委員及び書記は委員会の権限に基づく議題を委員長に提出する。もし委員長が不在、または任務執行ができない場合は、会議が委任した委員に見解を

遅滞なく提出する。委員長または当該委員は会議で規定した原則に基づき、急ぎ会議を招集する。

委員会の会議においては、もし委員長が不参加または欠席した場合は、一人の委員を選出しその会議の議長とする。

委員会の会議は全委員数の過半数の出席をもって成立する。

会議の決定は過半数をもってする。委員一人は投票において一票を投じ、もし票数が同じ場合は議長が決定票を投じる。

#### 第九条(小委員会)

委員会は任務の執行において小委員会を設置する、あるいは係官に権限を委任することもできる。

#### 第一〇条(委員会の強制権限)

この法令に基づく任務執行において、委員会は召喚状をもって関係人に事実関係を供述させる、あるいは書類を送付させる権限を有する。

## 第二章

### 出入国

#### 第一条(出入国時間)

王国に入国または王国から出国する者は、道路、入国検問所、港区、駅または管区内を時間規定に従い通過しなければならない。このとき、大臣が官報で告示するところに従う。

#### 第十二条(入国禁止外国人)

以下の外国人の入国を禁じる。

(一) 旅券または旅券に代わる正式で有効な書類を所持していない。あるいは所持していても、国外のタイ大使館またはタイ領事館、ないしは外務省の検印のない旅券または旅券に代わる書類である場合。ただし特例として検印の必要のない外国人を除く。

検印及び検印の免除については省令で規定した原則、方法、条件に基づく。

(一) に基づく検印においては省令の規定に従い手数料を支払う。

(二) 王国内に入国するにあたって生活するだけの金銭を所持していない。

(三) 職業上の知識または訓練なしに、単純肉体労働者として働くため、または肉体による雇われ仕事に就くために入国する。あるいは外国人就業法に違反する形でその他の職業に就くために入国する。

(四) 省令の規定に基づく精神異常または病気である。

(五) 天然痘予防接種、ワクチン注射、その他法律に基づく伝染病予防のための医学的措置をしておらず、入国者診察医のそうした措置を拒否する場合。

(六) タイ裁判所の判決により、または司法命令により、あるいは外国の裁判所の判決により禁固刑を受けたことがある。ただし軽犯罪、過失罪、または省令で除外した過失を除く。

(七) 社会を害する、または公衆の平安、安全、あるいは王国の安全保障に危険をもたらす可能性のある人物であると認められる。あるいは外国政府の係官が逮捕状を発行した人物。

(八) 売春、女性・子供売買、麻薬取引、関税脱税、その他公衆の平安、良俗に反するその他の事業を営むために入国すると思われる場合。

(九) 第一四条に基づく大臣布告に従った金銭を所持していない、または保証がない。

(一〇) 第一六条に基づき大臣が入国を認可しない場合。

(一一) タイ政府または外国政府により国外追放された、あるいは王国内または外国での居住権を剥奪された、あるいはタイ政府の費用負担により王国から係官が強制出国させた人物。このとき大臣が特例として免除した場合を除く。

病気、心身の診療判定から感染症の防止のための執行に至るまで、入国者診療医が当たる。

#### 第一三条(旅券所持免除)

以下の外国人は旅券または旅券に代わる書類の所持を免除する。

(一) 水運または空運の乗物の監督者または乗物の乗員で、港、駅、管区に寄港し、また出国する者。

当該の者を管理するために、係官が省令が規定した様式の書類を発行し携行させることもできる。

(二) タイ政府とその国の合意に基づく遂行において、一時的に国境を通過することが認められた隣接国の国籍者。

(三) タイ政府とその国の政府の合意に基づきタイ国領内を通過する乗車券を所持する列車の乗客、及びその列車の監督者と乗員。

#### 第一四条(外国人所持金)

大臣は外国人が所持する金銭、保証を規定する、またはそれらの免除を規定する権限を有する。その規定は官報に告示する。

第一段落に基づく告示は一二歳以下の子供には適用しない。

#### 第一五条(特別な地位にある外国人)

以下の地位に基づき王国内に入国し居住する外国人は、この法令の規定に基づく外国人の義務遂行を免除する。ただし、第一一条、第一二条(一)(四)(五)、第一八条第二段落に基づく遂行または禁止を除く。

(一) 王国内での任務執行のため外国政府が派遣した、あるいは第三国での任務執行のため王国を通過する外交代表団員。

(二) 王国内での任務執行のため外国政府が派遣した、あるいは第三国での任務執行のため王国を通過する領事部の職員または被雇用者。

(三) タイ政府の了承のもとに外国政府が王国内での任務または責務を遂行するために派遣した者。

(四) タイ政府が外国政府と合意したところに従い、タイ政府のために王国内での任務または責務を遂行する者。

(五) タイ国における業務を保護する法律のある、あるいはタイ政府が了承した国際機関または組織の事務所の長。及び国際機関または組織のために、あるいはタイ政府がその国際機関または組織と合意したところに基づいて、タイ政府のために、国際機関または組織が王国内での任務・債務を執行させるため選任した、または委任した国際機関または組織の職員、専門家またはその他の者。

(六) (一)(二)(三)(四)(五)に基づく人物の扶養する、または家族である配偶者、子弟。

(七) (一)に基づく人物、あるいはタイ政府が外国政府また国際機関・組織との間で合意したところに基づく外交的地位を有する人物の住居で、日常的に労働するために外国からやってきた私的な召使。

(一)(二)(六)(七)に基づく場合は、国際義務及び双方の履行原則に従う。

係官は、王国への入国者がこの条に従い免除措置を受けることができる者かどうか検査するために、尋問及び証拠検証の権限を有する。

#### 第一六条(入国不許可における大臣権限)

国家の利益のため、または公秩序・文化・良俗のため、あるいは公衆の安寧のため、その外国人または外国人グループの王国への入国を認めるべきでないとして大臣が見なした場合、大臣はその外国人または外国人グループの入国不許可を命じる権限を有する。

#### 第一七条(特例外国人の入国)

特別なケースの場合、大臣は内閣の了承を得て、特定の外国人または外国人グループの入国をある条件の下に許可すること、あるいはこの法令に基づく執行を免除することができる。

#### 第一八条(出入国者の検査)

係官は出入国者を検査する権限を有する。

この場合のために、出入国者は省令が規定した様式に基づく報告を提出しなければならず、出入国検問所の係官の審査を通過しなければならない。

#### 第一九条(入国者検査における係官の権限)

ある外国人の入国を認めるかどうかの検査及び審査において、あらかじめ定められた日時・場所に従い命令を確認するために係官を訪問することを約束させた上で、係官はその外国人がしかるべき場所に宿泊することを許可する権限を有する。あるいは係官が妥当と見なしたときは、保証を要求する、または保証及び保証金の双方を要求することができる。あるいは係官はこの法令に基づく執行のため、しかるべき場所にその者を隔離することもできる。

第一段落の規定に資するために、係官はある人物の証言が役立つと思われるとき、その者が誓約または宣誓し、係官に証言するよう要求する権限を有する。

もし、ある外国人が第一二条(八)に示した行為のため、またはそうした行為に関係するため入国してきた、あるいは女性または子供が同様の行為のために入国してきたと思われるとき、係官は、当該者に対し係官への報告及び係官の質問への応答のために出頭することを命じた上で、一時的な入国を許可することができる。出頭場所はその者が住む管区の警察署でもかまわない。また係官が規定する出頭期間は少なくとも七日以上離れた期間ごととする。

#### 第二〇条(入国外国人の隔離)

係官が第一九条に基づき外国人を隔離する場合、係官はケースごとに必要なだけ身柄を隔離する権限を有する。しかし、その外国人が係官の執務場所にやってきてから四八時間を超えてはならない。四八時間を超えて隔離する必要がある場合は、期間を延長できるが、七日以内とする。そのとき係官は期間延長の事由を記録しておく。

第一段落に基づく期間を超えて外国人を隔離する必要がある場合、係官は裁判所にその外国人の隔離継続を請求する。裁判所は一回につき一二日以内の必要な期間、隔離を継続する権限を持つことを命令することができる。裁判所は保証、または保証及び保証金を要求した上で、一時的な身柄の解放を命じることもできる。

#### 第二一条(隔離費用の負担者)

第一九条及び第二〇条に基づく外国人の隔離にあたっての費用は、王国内にその者を連れてきた乗物の所有者または乗物の監督者が支払う。乗物の所有者または乗物の監督者が明らかでない、あるいは乗物によらず入国してきたときは、その外国人が支払う。

#### 第二二条(出国命令)

第一二条に基づく入国禁止状態にある外国人であるにも関わらず入国してきたことが検査で明らかになった場合、係官はその外国人に対し文書で出国を命じる権限を有する。もしその外国人が出国命令に不服のときは大臣に申し立てることができる。ただし第一二条(一)(一〇)の場合は申立を禁じる。大臣の命令は最終的なものとする。もし大臣が申立があった日から七日以内に命令を出さなかった場合、その外国人が第一二条に基づく入国を禁止した外国人ではないと命じたものと見なす。

不服申立においては、係官の命令を知ってから四八時間以内に係官に対して、省令に規定された様式をもって、手数料を支払った上で行う。

外国人が申し立てたとき、係官は大臣の命令があるまでその外国人の出国措置を待つ。

大臣の命令に基づく執行の途中、あるいは大臣の命令を待っている間において、第一九条を準用する。しかし第二〇条を準用してはならない。

### 第三章

#### 乗物

第二三条(乗物の入国時間)

乗物の所有者または監督者は、乗物の出入国にあたって出入国管理事務所、港湾区、駅、または管区を定められた時間に通過しなければならない。このとき、大臣が官報で告示した規定に従う。

第二四条(乗物の検査)

係官は王国を出入りする乗物、あるいは王国を出入国する乗客を乗せていると思われる乗物を検査する権限を有する。ただしその乗物がタイ政府の許可を得て、タイ政府または外国政府が公用で使用している場合はその限りではない。

第二五条(発着時間届け出義務)

王国を出入りする乗物の所有者または監督者は、港湾区・駅または省令で規定された場所に到着する、または出発する日時を、係官が布告した期限内に、その港湾区・駅・場所を監督する出入国管理事務所において係官に届け出なければならない。

第一段落に基づく遂行ができない場合、乗物の所有者または監督者は遅滞なく近隣の出入国管理事務所に自ら出頭し、係官に届け出る。

この条に基づく届け出は、もし大臣が適当と見なしたときは、遂行を免除する、またはある条件下に遂行することもできる。

第二六条(検査)

王国を出入りする乗物の所有者または監督者は、省令の規定に基づいて報告を提出し、局長が布告規定した場所及び条件に基づき係官の検査を通過しなければならない。

第一段落に基づく局長が規定した場所以外で検査する必要がある場合、局長または局長が委任した係官からの許可を得なければならない。

第二七条(検査時の義務遂行)

検査のために、王国を出入りする乗物の所有者または監督者は、以下の義務を遂行する。

(一)係官からの許可があるまで、乗客または乗員が乗物、または係官が認めた場所から離れないようする。ただし乗物の監督者と乗員が同一人物で、その者が乗物の監督者として、第二五条に基づき係官に届け出るために乗物を離れる場合は、その限りではない。

もし乗客または乗員が従わない、または混乱を生じせしめるときは、第二九条第二段落を準用する。この段落に基づく遂行に関する費用は、乗物の所有者または監督者が負担する。

(二)乗客簿及び乗物の監督者を含む乗員簿を、省令の規定及び局長または係官が布告規定した期限内に従い係官に提出する。

(三)この法令に基づく執行において係官に便宜を供する。

この条の内容を、外国との連絡路にある国境を行き来し、入国してきた乗客を乗せる、または出国のために国境まで運ぶ乗物の所有者または監督者にも適用する。このとき、出入国する乗客だけに関し

て適用する。

#### 第二八条(乗員の出入国管理)

王国内に滞在中に、もし王国を出入りする乗物の乗員に増減・変更があったとき、あるいはその乗員が出国しないとき、乗物の所有者、または所有者が王国内にいない場合は監督者が、省令の規定に基づき係官に届け出る。

第一段落の出国しない乗員がもし外国人である場合は、乗物の所有者または監督者は遅滞なくその者を連れ係官のところまで出頭させる。

もし第二段落の乗員が乗物の所有者または監督者に抵抗し、第二段落の遂行を妨げる場合は第二九条第二段落を準用する。この段落の遂行に関する費用は乗物の所有者または監督者が負担する。

#### 第二九条(入国禁止外国人の拘束)

係官が検査により入国禁止の外国人を発見した、あるいは入国禁止の外国人がいる疑いのあるとき、係官は乗物の所有者または監督者に対し、その外国人を乗物の中に勾留するよう、または係官が審査するために用意した場所に身柄を連行するよう、あるいはその外国人を出国させるよう命令する権限を有する。

第一段落に基づく外国人が従わない、または混乱を生じせしめる場合、乗物の所有者または監督者、あるいは代行者は行政官または警察官にその外国人の拘束を要請することができる。もし行政官または警察官への要請が間に合わないときは、自らその外国人を拘束する権限を有し、行政官または警察官に身柄を引き渡す。その行政官または警察官はこの法令に基づく執行のため急ぎ係官に身柄を引き渡す。

この条に基づく遂行に関する費用は、乗物の所有者または監督者が負担する。

#### 第三〇条(係官の検査権限)

この法令に対する違反があると思われる事由がある場合、係官は乗物の所有者または監督者に乗物を停止させる、または検査のためにある場所に移動させるよう命じる権限を有する。

第一段落に基づく命令は信号または相互が理解し合えるその他の手段によって行うことができる。

#### 第三一条(無関係者の乗物立ち入り禁止)

王国内に入国した乗物について、入国から係官が検査を終えるまでの間、その乗物に関する義務を有する係員でない者が乗物に乗り込む、または他の乗物を横付けする、あるいは検査のため用意した場所またはその周辺に立ち入ることを禁じる。このとき係官から許可を得た場合はその限りではない。

ある者が第一段落に基づく行為をすることを、乗物の所有者または監督者が容認する、または放置することを禁じる。

#### 第三二条(無関係者の立入禁止)

王国から出国する乗物は、係官が検査する間、または係官の検査終了後、まだ王国内にあるとき、その乗物に関係する係員でない者が乗り込む、または他の乗物を横付けすることを禁じる。ただし係官から許可を得た場合はその限りではない。

第一段落の内容は、出国者がまだ乗り込まない間、検査のため用意した場所またはその周囲にも適用する。

乗物の所有者または監督者がこの条に基づく行為をなす者に対し、その行為を容認する、または放置することを禁じる。

### 第三三条(検査費用負担)

係官が公務時間外に検査しなければならない、または第二六条第一段落に基づき局長が布告規定した場所以外で検査しなければならない、あるいは乗物の監督のため勤務地でない場所に行かなければならない、係官側に原因がなく検査のために待機しなければならない場合、乗物の所有者または監督者が任務のための費用または省令で規定されたその他の費用を支払う。

## 第四章

### 一時入国

#### 第三四条(一時入国許可)

外国人は以下のとき、王国内に一時的な入国が認められる。

- (一) 外交上または領事上の任務遂行。
- (二) 公務上の任務遂行。
- (三) 観光。
- (四) スポーツ競技。
- (五) ビジネス。
- (六) 関係省庁局から承認を受けた投資。
- (七) 投資奨励法の規定に基づく投資または関連事業。
- (八) 王国の通過。
- (九) 王国内の港湾、駅、管区に到着した乗物の監督者または乗員。
- (一〇) 教育または見学。
- (一一) 報道。
- (一二) 関係省庁局が認めた布教。
- (一三) 研究機関または教育機関における研究または講義。
- (一四) 熟練技術、専門性をもつ職務遂行。
- (一五) 省令で規定したその他の者。

### 第三五条(居留許可)

第三四条に基づき一時的に入国した外国人について、局長または局長が委任した係官は、ある条件の下で居留許可を与えることができる。

居留許可期間は以下に規定する。

- (一) 第三四条(四)(八)(九)の場合は三〇日以内。
- (二) 第三四条(三)の場合は九〇日以内。
- (三) 第三四条(五)(一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)(一五)の場合は一年以内。
- (四) 第三四条(六)の場合は二年以内。
- (五) 第三四条(一)(二)の場合は必要に応じた期間。
- (六) 第三四条(七)の場合は投資奨励委員会が適当と見なした期間。

(一)(二)(三)(四)で規定した期間を超えて居留しなければならない事由を外国人が有する場合、局長は一回につき一年を超えない範囲で居留期間延長を許可するかどうか審査する。許可したときは入国者審査委員会に許可から七日以内に事由と共に報告する。

一時的な居留の申請にあたって外国人は毎回、省令の規定に基づく様式及び手数料をもって申請する。申請後、許可が出るまでその外国人は居留を続けることができる。

### 第三六条(居留許可取消)

王国内に一時的に居留が許可された外国人について、もし居留許可を取り消すべき状態にあれば、局長または局長が委任した者が許可したものだとしても、局長または入国者審査委員会はその許可を取り消す権限を有する。

局長が許可を取り消す命令を出したとき、許可を取り消された外国人は入国者審査委員会に不服を申し立てることができる。入国者審査委員会の命令は最終的なものとする。

第二段落に基づく局長の命令に対する不服申立は、局長の命令を知ってから四八時間以内に係官に対して行い、省令の規定に基づく様式及び手数料に従う。

第一段落に基づく許可取り消しがあったとき、文書により外国人に通知する。外国人に文書を送付できない場合は、外国人が係官に通知した宿泊所に係官が文書を掲示し、四八時間が経過した時点で、その外国人が許可取り消しを知ったものと見なす。

### 第三七条(居留許可外国人の履行義務)

王国内に一時的に居留が許可された外国人は以下を遂行しなければならない。

(一) 職業を営む、または労働雇用されてはならない。ただし局長または局長が委任した係官から許可を得た場合はその限りではない。もし、外国人就労法において別様の規定があるときは、同法に基づく許可を得なければならない。

(二) 係官に通知した場所に居住する。ただしその場所に宿泊できないしかるべき事由がある場合はその限りではなく、移転してから二四時間以内に移転について係官に届け出る。

(三) 居住地を変更する場合、移転から二四時間以内に居住地のある管区の警察署において警察官

に届け出る。もし新しい居住地が元の場所と同じ管区ではない場合、移転後二四時間以内に新しい居住地のある管区の警察署において警察官に届け出る。

(四)もし地方県に行き、その県に二四時間以上滞在する場合、その外国人は到着から四八時間以内にその管区の警察署において警察官に届け出る。

(五)もし九〇日以上、王国内に居留したとき、その外国人は文書をもってその宿泊地を、九〇日が経過してから遅滞なく、出入国管理部の係官に届け出る。以後、九〇日ごとに同様に届け出る。もしその地に出入国管理事務所がある場合は、その出入国管理事務所の係官に届け出ることもできる。

(三)及び(四)は、ある条件下で第四条に基づく場合に適用せず、局長の規定に従う。

この条に基づく届け出において、外国人は自ら届け出る、または文書をもって係官に届け出ることもできる。このとき局長が規定した規則に従う。

#### 第三八条(居留地提供者の届け出義務)

王国内に一時的に居留が許可された外国人の宿泊を受け入れた家主、住居の所有者または管理者、あるいはホテル支配人は、その外国人が宿泊してから二四時間以内に、その家、住居、ホテルが所在する管区に設置された出入国管理事務所において、係官に届け出る。もしその管区に出入国管理事務所がない場合は、その管区の警察署の係員に届け出る。

第一段落に基づく外国人が宿泊する家、住居、ホテルがバンコク都内にある場合は、出入国管理本部において係官に届け出る。

第一段落、第二段落に基づく届け出は局長が規定した規約に従う。

#### 第三九条(再入国許可)

王国内での一時的な居留を許可された外国人が出国したとき、その許可は無効になったものと見なす。ただし、出国前に係官から再入国の許可を得た上で、その外国人が第一二条に基づく入国禁止者としてではなく再入国してきた場合は、もし王国内の居留許可の期限が残っているときは、その残りの期間だけ王国内に居留することができる。

再入国許可申請において、外国人は省令が規定した様式及びレート・原則に従い、手数料支払いをもって申請する。

### 第五章

#### 永住入国

#### 第四〇条(永住許可枠)

第四二条、第四三条及び第五一条の適用下に、大臣は内閣の承認を得て、王国内に永住する外国人の年ごとの人数について官報で告示する権限を有する。ただしその人数は一年、一国につき百人以内とし、無国籍者については年五〇人以内とする。

外国人の人数規定のために、ある国の植民地、またはそれぞれの地域をまとめて一つの国と見なす。

#### 第四一条(永住許可申請)

外国人は入国者管理委員会の許可及び大臣の了承を得た場合を除き永住できない。このとき、第四〇条に基づき大臣が布告した人数内にあり、及び第四七条に基づき永住許可証を取得する。

外国人の永住入国において最大限の国家利益のために、入国者審査委員会は、収入、資産、知識、職業上の能力、その外国人とタイ国籍者の家族における関係など、永住を申請する外国人の資格に関する原則、国家安全保障に関する条件またはその他の適当な条件を規定し、永住許可の審査における原則及び条件とする。

許可申請において、外国人は入国前に申請することも、一時的な居留許可を得た後に申請することもできる。

この法令に資するために、入国者審査委員会は、第三四条に基づくそれぞれの場合において一時的に居留する外国人が、永住申請できる原則を規定する権限を有する。

入国前に永住許可を得た外国人は、入国し、報告を提出、検査を通過し、第一八条第二段落に基づく係官の許可を得、第一二条及び第四四条に基づく入国禁止者でなく、第四七条に基づく永住許可証を受け取ったとき王国内に永住する。永住許可証を申請中の際、その外国人は王国内に居留できる。

#### 第四二条(永住許可枠外にある外国人)

以下の者は第四〇条に基づき大臣が布告する外国人の人数規定の適用下に置かれぬ。

(一)かつて王国内に永住したことのある外国人で、第四八条または第五一条に基づき再入国してきた者。

(二)出生によるタイ国籍を有する女性で、外国人と婚姻したためタイ国籍を失った者。

(三)出生によるタイ国籍を有する女性が外国人と婚姻しタイ国籍を失ったかどうかに関係なく、その女性の未成年の子。

(四)両親が外国人で、第四八条に基づき再入国のために出国を届け出た証拠のある母親が出国中に出生し、出国届けの証拠に基づく期限内に再入国してきた父親または母親と王国に入国し、まだ年齢が一年未満の子。

#### 第四三条(外貨投資による特別枠)

一千万バーツ以上の外貨を持ち込み王国内に投資した外国人は、入国者審査委員会が大臣の承認を得て、第四〇条に基づき大臣が布告する外国人の人数枠とは別に永住を許可することができる。ただし年間の人数枠の五%を超えることはできない。

投資に持ち込んだ外貨に関する検査のために、第一段落に基づき永住を許可された外国人は、入国者審査委員会が規定した規則に従い、二年以上、五年以下にわたって財務状況を示さなければならない。このとき入国者審査委員会の判断に従う。

#### 第四四条(永住許可禁止対象外国人)

以下の場合、その外国人は永住することを禁じる。

- (一)タイ裁判所の判決、または法律に基づく命令により、あるいは外国の裁判所の判決により、拘禁刑を受けたことがある者。ただし軽犯罪刑または過失刑、あるいは省令で定めた過失の場合を除く。
- (二)身体障害または精神障害、あるいは省令で規定した疾病により生活を営むことができない者。
- (二)の内容は王国内に定住している者の父親、母親、夫、妻または子であり、相互扶助の関係にある外国人には適用しない。

#### 第四五条(居留許可外国人の永住許可申請)

王国内での一時的な居留を許可された外国人は、もし永住する目的を有するとき、省令が規定した様式に従い、居住地の管区にある出入国管理事務所申請する。居住地の管区に出入国管理事務所がない場合は、近隣の出入国管理事務所申請する。入国者審査委員会が審査し、第四〇条に基づき大臣が布告した人数枠を超過していない、または第四三条に基づく人数を超過していない、あるいは第四二条に基づく者で、かつ第四四条で禁止されていない者であるとき、大臣の了承を得て、その外国人に永住を許可することができる。

永住のため申請した外国人は、もし審査中に一時的な居留許可期限が切れた場合、審査結果が出るまで居留を継続するため同じ出入国管理事務所申請する。このとき入国者審査委員会または委員会が委任した係官は許可権限を有する。許可にあたっての条件を入国者審査委員会または委員会が委任した係官は規定布告することもできる。

第一段落に基づく申請では、省令の規定に従い手数料を支払う。

#### 第四六条(永住許可待機中の出国)

王国に入国した外国人は、もし第四一条に基づき永住許可証の交付を待っている間、あるいは第四五条第二段落に基づき入国者審査委員会または同委員会が委任した係官の審査結果を待っている間に出国したときに、第四一条第五段落または第四五条第二段落に基づく居留許可は無効となる。ただし出国前に係官に再入国の許可を得た場合はその限りではなく、その外国人は係官が規定した期間内に再入国すれば、それぞれの居留許可に従い居留を継続することができる。

#### 第四七条(永住許可証申請)

永住許可を得た外国人は、係官から書面をもって通知を受けてから三〇日以内に、局長または局長が委任した係官からの永住許可証交付を申請しなければならない。

永住許可を得た外国人が一歳未満の場合、その保護権者または保護者がその外国人の名前で永住許可証の交付を申請しなければならない。局長または局長が委任した係官は別々に許可証を交付することも、保護権者または保護者と合わせて交付することもできる。

もし第一段落の期限内に申請しなかった場合、入国者審査委員会は永住許可を取り消すことができ、

その場合、第四一条第五段落、第四五条第二段落に基づく居留継続許可は無効となる。

永住許可証申請者は省令が規定するレート及び原則に基づき手数料を支払わなければならない。

#### 第四八条(永住許可者への出国証明)

永住許可証は無期限に有効であるが、保持者が出国したときに無効となる。ただし出国前に、第五〇条に基づき再入国のため、保持者が永住許可証を持参し、係官が出国証明を出した場合はその限りではない。このとき、もしその外国人が、係官が出国証明を出した日から一年以内に再入国し、第一二条または第四四条に基づく入国禁止対象になっていなければ、その永住許可証は以後も有効となる。

第一二条の特に(一)の旅券または旅券に代わる書類の検印審査に関わる内容、及び(二)(三)(四)の内容は第一段落に基づく場合には適用しない。

#### 第四九条(無効永住許可証の返却)

第四八条に基づく無効になった永住許可証は、保持者または保持者の保護者が係官に返却する。死亡した外国人の永住許可証は、保護者が係官に返却する。

#### 第五〇条(永住許可者の再入国)

出国し、再入国する永住外国人は以下を遂行する。

(一)永住許可証を持参し、省令が規定する方法により、係官に再入国のための出国を証明する裏書きをもらう。

(二)外国人が永住許可証を申請しなければならない規定ができる前に、永住許可を得たために永住許可証がない場合は、永住許可証を係官に申請した上で、(一)に従う。

(三)永住許可証が(一)に基づく裏書きをする余白がない場合は、保持者が第四二条に基づき永住許可証の変更を申請しなければならない。

再入国のための出国証明の期限は係官が証明を出してから一年とし、その一年間に永住許可証保持者は何回でも出国、再入国することができる。

再入国のための出国証明申請及び(二)に基づく永住許可証交付において、省令の規定に基づき手数料を支払う。

#### 第五一条(再永住許可)

かつて王国内に永住していた外国人で、再入国のための出国証明がなかった、または出国証明があっても第四八条に基づく期限内に再入国しなかったが、もし元の通り永住する目的を有する者は、その許可のために省令の規定する方法にしたがって申請する。入国者審査委員会が審査し、その外国人がしかるべき事由と申し開き事項を有すると結論づけ、かつ入国禁止対象外国人に該当しないとき、大臣の承認の下にその外国人に永住許可を与えることもできる。このときその外国人は新しい永住許可証を申請しなければならない。申請中の期間においては第四五条第二段落を準用する。

第一二条の特に(一)の旅券または旅券に代わる書類の検印審査に関わる内容、及び(二)(三)(九)の内容は第一段落に基づく場合には適用しない。

第一段落に基づき新たな永住許可証を申請する者は、省令が規定するレートと原則に基づき手数料を支払う。

#### 第五二条(代用書及び書類の変更)

この法令に基づき出された書類が紛失または損壊したことにより、代わりの書類または第五〇条(三)に基づき永住許可証の変更を求める場合、係官が検査し問題ないと認めれば、代わりの書類を発行する、または永住許可証を変更する。このとき申請者は省令の規定に基づき手数料を支払う。

### 第六章

#### 外国人の出国措置

#### 第五三条(永住許可取消)

王国内に永住している外国人で、その後、第一二条(七)または(八)に基づく行状の人物、あるいは第一二条(一〇)に基づく人物であることが明らかになった者、第四三条第二段落に基づき入国者審査委員会が規定した規則に従わなかった者、第四四条に基づく禁止対象の者、第六三条または第六四条に基づく刑罰を受けた者は、局長がその件を入国者審査委員会に提出する。もし委員会が永住許可を取り消すべきと見直したとき、許可取り消しのためその意見を大臣に提出する。

#### 第五四条(強制出国措置)

許可なく入国してきた、またはその許可が期限切れとなった、あるいは許可を取り消された外国人は、係官が出国措置をとることができる。

もし第一段落に基づき出国措置をとるために尋問しなければならない場合は、第一九条及び二〇条を準用する。

外国人の出国命令が出た場合、出国措置がとられるまでの間、係官はその外国人に対しある場所に宿泊することを許可する権限を有し、その外国人は所定の日時、場所において係官と面会しなければならない。そのとき保証、または保証及び保証金双方を持参する。あるいは係官はその外国人をある場所に必要だけの時間にわたって勾留することもできる。勾留費用はその外国人が支払う。

この条の規定は仏暦二四八〇年(西暦一九三七年)移民法が施行される前に入国してきた外国人には適用しない。

#### 第五五条(出国手段・費用)

この法令に基づく外国人の出国措置において係官は、係官が適当と判断したところに従い、乗物によって、あるいは出国路を通して出国させる。

外国人の出国費用は、外国人を運んできた乗物の所有者または監督者が負担する。乗物の所有者または監督者がはっきりしない場合は、第六三条または第六四条に基づく違反者が負担する。係官は違反者に対し外国人の出国費用を全額または選別した合計を請求する権限を有する。ただし外国人が費用の自己負担で違う乗物、または別路での出国を求めた場合、係官はそれを許可することもできる。

#### 第五六条(チケット記載内容変更禁止)

第一二条(一)に基づく外国人への検印免除があり、あるいは外国人が、乗物の所有者または監督者の旅行使用券または書類を、またはその他の人物の証拠を、その外国人が出国する際の保証とするため、省令の規定する条件に従い係官に提示した場合、係官は乗物の所有者または監督者、あるいはその券、書類、証拠を発行した者に、その券、書類、証拠の取り消し、返却、重要部分の変更を禁じる権限を有する。このとき条件を設定してもしなくともよい。

第一段落に基づく禁止命令において、その券、書類、証拠に命令を添付する、あるいは命令の内容を押印する。係官が命令を出したとき、もしその券、書類、証拠に取り消し、返却があった、または重要部分に変更があり、係官の命令と係官が容認できない差異があるとき、係官の参考に使用することはできず、係官は乗物の所有者または監督者、あるいは券、書類、証拠を発行した者に、その外国人の出国のために元の券、書類、証拠にあった義務事項に従うよう命令する権限を有する。

## 第七章

### 雑則

#### 第五七条(みなし外国人)

この法令に資するために、タイ国籍者と思われる者について、もし係官がタイ国籍者と信じるに足る証拠が不十分な場合、その者がタイ国籍者であることを証明するまで、その者を外国人と判断する。

第一段落に基づく証明において、省令の規定に基づく様式及び手数料支払いに従い、係官に証言する。もしその者が係官の命令に不満の場合は、裁判所に訴えることもできる。

裁判所への訴えがあった場合、裁判所は訴えを受けた後に検察官に通知する。検察官は反対する権利を有する。

#### 第五八条(みなし違法入国者)

第一二条(一)に基づく正しい入国の証拠がない、またはこの法令に基づく永住許可証がなく、かつ外国人登録法に基づく外国人証明証がない外国人は、入国にあたってこの法令に違反したものと判断する。

#### 第五九条(逮捕・取り調べ権限)

局長または局長が委任した係官は、召喚状、逮捕状または捜査令状を出す、あるいは逮捕、捜査、勾留する権限をもって、この法令に違反した者を逮捕及び取り締まる権限を有する。また刑事訴訟法典に基づく捜査官と同様に、この法令の違反者を取り調べる権限を有する。

#### 第六〇条(手数料廃止)

どの地域であっても、大臣はしかるべき判断に基づき、この法令に基づく手数料を官報告示により廃止することができる。

### 第八章

#### 罰則規定

#### 第六一条(一〇条違反への罰則)

第一〇条に基づく召喚状に従わない者は、五千バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六二条(一一、一八条第二段落違反への罰則)

第一一条または第一八条第二段落に従わない者は、二年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金に処する。

もし、第一段落に基づく者がタイ国籍を有する場合は、二千バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六三条(違法入国外国人援助者への罰則)

この法令に違反して外国人を入国させた者、あるいは外国人を入国させるために援助、支援を行った、便宜を提供した者は、十年以下の懲役及び十万バーツ以下の罰金に処する。

乗物の所有者または監督者が第二三条に従わず、乗物の中にこの法令に従わない外国人がいたとき、その乗物の所有者または監督者は第一段落に基づく違反行為をしたものと判断する。ただしその者がしかるべき注意を払った上で、そうした外国人が乗物内にいることに気付かなかったと証明できる場合はその限りでない。

#### 第六四条(違法外国人隠匿者への罰則)

この法令に違反して入国してきたことを知りながら、その外国人を身柄拘束から逃れさせるため宿泊させた、隠匿した、あるいはその他の援助をした者は、五年以下の懲役及び五万バーツ以下の罰金に処する。

この法令に違反して入国してきた外国人を宿泊させた者は、その外国人がこの法令に違反して入国した来たことを知っていたものと判断する。ただし、しかるべき注意を払った上で知らなかったことを証明できる場合はその限りではない。

もし第一段落に基づく違反行為が父、母、子、夫、妻のためになされた場合は、裁判所は刑罰を下さ

ないこともできる。

第六五条(二三条違反への罰則)

第二三条に従わなかった乗物の所有者または監督者は、五年以下の懲役、または五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六六条(二五、二六条、二七条違反への罰則)

第二五条、第二六条第一段落または第二七条(二)に従わない乗物の所有者または監督者は、二か月以下の懲役、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六七条(二七条違反への罰則)

第二七条(一)第一段落に従わない、または第二七条(四)に基づき係官に便宜を供しない乗物の所有者または監督者は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第六八条(二八条第一段落違反への罰則)

第二八条第一段落に従わない乗物の所有者または監督者は一万バーツ以下の罰金に処する。

第六九条(二八条第二段落違反への罰則)

第二八条第二段落に従わない乗物の所有者または監督者は、出頭させなかった乗物の乗組員一人につき一万バーツ以下の罰金に処する。

第七〇条(入国禁止外国人運搬者への罰則)

第一二条(一)に基づき入国禁止対象となる外国人を運んだ乗物の所有者または監督者は、その外国人一人につき二万バーツ以下の罰金に処する。

第七一条(二九条第一段落違反への罰則)

第二九条第一段落に基づく係官の命令に従わなかった乗物の所有者または監督者は、五年以下の懲役及び五万バーツ以下の罰金に処する。

もし第一段落に基づく係官の命令に従わなかったことにより、外国人が逃亡した場合は、十年以下の懲役及び十万バーツ以下の罰金に処する。

第七二条(逃亡外国人への罰則)

乗物から逃亡した、あるいは第二九条に基づき係官が乗物の所有者または監督者に身柄の拘束または移送を命じた場所への移送中に逃亡した外国人、あるいはこの法令に基づく係官の権限に基づき身柄を拘束中に逃亡した外国人は、二年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七三条(三〇条違反への罰則)

第三〇条に基づく係官の命令に従わなかった乗物の所有者または監督者は、五年以下の懲役、または五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七四条(三一、三二条違反への罰則)

第三一条または第三二条に違反した者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

第七五条(三九条[一]違反への罰則)

第三七条(一)に従わなかった外国人は、一年以下の懲役、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第七六条(三九条[二]～[五]違反への罰則)

第三七条(二)(三)(四)(五)に従わなかった外国人は、五万バーツ以下の罰金、及び正しく遂行するまで一日当たり二百バーツ以下の罰金に処する。

第七七条(三八条違反への罰則)

第三八条に従わなかった者は二千バーツ以下の罰金に処する。もしその者がホテルの支配人の場合は、二千バーツ以上一万バーツ以下の罰金に処する。

第七八条(四九条違反への罰則)

第四九条に従わなかった者は、一千バーツ以下の罰金に処する。

第七九条(五六条違反への罰則)

第五六条に基づく係官の命令に従わなかった乗物の所有者、乗物の監督者、または券、書類、証拠の発行者は、六か月以下の懲役、または当該外国人が出国するまで一日当たり五百バーツ以下、ただし合計で五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第八〇条(命令送達妨害への罰則)

乗物の所有者、乗物の監督者、または券、書類、証拠を発行した者に第五六条第二段落に基づく係官の命令を知らせないことを意図し、その命令を削除または消却しようとした者は、五千バーツ以下の罰金に処する。

第八一条(違法滞留外国人への罰則)

王国内に許可なしに、または許可期限が切れた、あるいは許可を取り消されたにもかかわらず滞留した外国人は、二年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第八二条(命令不服従への罰則)

この法令に基づく大臣、入国者審査委員会、局長または入国者審査委員会が委任した係官の命令を忌避する、従わない、あるいは知ろうとしない外国人は、五千バーツ以下の罰金に処する。

もし第一段落に基づく命令が出国命令のとき、その外国人は二年以下の懲役、及び二万バーツ以下の罰金に処する。

第八三条(法人による違反)

この法令に基づき罰則をおかした者が法人の場合は、マネージング・ダイレクター(カマカーン・プーチャカーン)、マネージャー(プーチャカーン)、あるいはその法人の代表(プーテーン)をして、この法令の罰則規定に基づき処置する。ただしその者が法人の違反行為に関係していないと証明できる場合はその限りではない。

第八四条(略式処分)

この法令に基づく一連の過失行為は、第六二条第一段落、第六三条、第六四条、第七一条、第八二条第二段落を除き、警察局長またはその代理人、検察局長またはその代理人、出入国管理部司令官またはその代理人を委員とする科料審査委員会を設置し、科料を決定する権限を持たせる。科料審査委員会は科料の決定を捜査官、係官に代行させることができる。またそのときしかるべき原則または条件を設けることもできる。

違反者が科料を支払ったとき、刑事訴訟法に基づき事件は終結したものと見なす。

付則(経過規定)

第八五条(許可既得者)

この法令が施行された日において、すでに王国内での一時的な滞留許可を得ていた外国人は、この法令に基づき許可を得たものと見なす。ただし、許可の証拠に明示されているだけの権利及び利益を享受できるものとする。

第八六条(滞留期間が九〇日を超えた場合)

この法令が施行された日において、王国内に一時的な滞留許可を得ている外国人で、すでに滞留期間が九〇日を過ぎているものは、この法令の施行日から七日以内に第三三条(五)に従い係官に通知する。

第八七条(外国人への居留地提供者の届け出)

この法令の施行日に外国人を宿泊させている家主、家屋の所有者または管理者、またはホテルの支

配人は、施行日から三〇日以内に第三八条に基づき係官に通知する。

第八八条(旧永住許可証)

この法令の施行前に移民法に基づき発行された永住許可証で有効なものは、この法令に基づく永住許可証と見なす。

第八九条(旧出国証明)

この法令の施行前に係官が永住許可証に記載した再入国のための出国証明は、この法令に基づく出国証明と見なす。

第九〇条(拘留外国人)

この法令の施行日に強制帰国のために身柄を勾留されている外国人は、この法令に基づき身柄を勾留された外国人と見なす。

第九一条(不服申立)

この法令の施行日に審理中の外国人の不服申立は、この法令に基づく不服申立と見なす。

第九二条(旧省令等の使用)

この法令の施行前に出された、仏暦二四九三年(西暦一九五〇年)移民法及び仏暦二四九七年(西暦一九五四年)移民法(第二版)に基づく一連の省令、規約、規則、命令または入国者審査委員会の決定は、この法令と矛盾、齟齬しない限りにおいて、代わりに省令、規約、規則、命令または入国者審査委員会の決定が出るまで使用する。

外国人の居住地届け出義務規定

入国管理警察当局の緊急文書

日付 / 一九九八年八月二六日

標題 / 西暦一九七九年移民法(第五版)に基づく過料審査委員会会議決定記録。

内閣秘書局は西暦一九七九年移民法(第五版)に基づく過料審査委員会会議決定記録を、一九九八年八月二五日に官報(第一一五号・六八段・ゴー)で公示した。

従って同委員会会議決定記録を通知し、以後関係部署での執行を進める。

チャルムデート・チョムブーヌット警察少将  
入国管理事務所副司令官

一九七九年移民法(第五版)に基づく過料審査委員会会議決定記録

捜査官または係官に過料執行権限を委任する件。  
(前文以下省略)

第一三項

西暦一九七九年移民法第七六条に規定された罰則規定において、もし違反者が自ら出頭した、または召喚状により出頭した場合、捜査官または過料担当係官は二〇〇〇バーツ以下の過料を科す。ただし、もし違反者がどんなケースであっても逮捕された場合は、四〇〇〇バーツ以下の過料及び規定に従うまでの期間につき一日あたり二〇〇バーツ以下の過料に処する。

(以下略)

以上、一九九八年一〇月一日から実施する。

一九九八年四月二三日

スチャート・トライプラシット最高検察庁長官  
ブラチャー・プロムノーク警察局長  
チッチャイ・ワンナサティット入国管理事務所司令官

一九七九年移民法に基づく省令第二六号(二〇〇〇年)

内務大臣は、仏暦二五二二年(西暦一九七九年)移民法第五条、及びタイ王国憲法の第二九条、第三一条、第三五条、第三六条、第四七条、第五〇条における人の権利と自由に係る制限条項となる仏暦二五二三年移民法(第二版)によって改定増補された仏暦二五二二年移民法第一二条第三段落に基づく権限により、以下の省令を制定する。

第一項

仏暦二五二二年移民法に基づく省令第二〇号(仏暦二五四〇年)によって改定増補された仏暦二五二二年移民法に基づく省令(仏暦二五二三年)第一項の(一)(f)の内容規定を廃止し、以下に置き換える。

「(f)一年ごとの王国内居留外国人数規定外の入国者。

一回の入国 五〇〇バーツ

一年以内に二回以上の入国 一〇〇〇バーツ」

第二項

本省令は官報告示日から六〇日後に施行する。

(注 / 官報告示日は二〇〇〇年六月七日)

二〇〇〇年四月二七日

入国の際に外国人が携帯しなければならない金額規定についての内務省告示

内務省は、王国内に入国する際に外国人が携帯すべき金額について仏暦二五二三年六月九日付けで内務省告示を出しているが、その後の経済社会の発展状況に即した改定が望ましいと判断した。仏暦二五二二年移民法第一四条に基づく権限下に内務大臣は以下の告示を制定する。

第一項

仏暦二五二三年六月九日付けの王国内に入国する際に外国人が携帯すべき金額についての内務省告示を廃止する。

第二項

外国人一人が王国内に入国する際に携帯すべき金額を、旅券または旅券代用書の査証の種類によって、以下のように規定する。

(一) トランジット・ビザ、または仏暦二五二二年移民法に基づく内務省令で規定された査証免除の入国者は、タイ・パーツに換算して一万パーツ以上の現金または通貨支払い能力を示す関係書類を所持していなければならない。

(二) ツーリスト・ビザの入国者は、タイ・パーツに換算して二万パーツ以上の現金または通貨支払い能力を示す関係書類を所持していなければならない。家族で入国する場合は一家族で四万パーツ以上とする。

(三) 入国審査所での査証(ヴィザ・オン・アライバル)の入国者は、タイ・パーツに換算して一万パーツ以上の現金または通貨支払い能力を示す関係書類を所持していなければならない。家族で入国する場合は一家族で二万パーツ以上とする。

(四) ノンイミгранト・ビザの入国者は、タイ・パーツに換算して二万パーツ以上の現金または通貨支払い能力を示す関係書類を所持していなければならない。家族で入国する場合は一家族で四万パーツ以上とする。

第三項

本告示は一二歳未満の子供には適用しない。

第四項

本告示は官報記載から三〇日後に施行する。〔注／官報告示日は二〇〇〇年六月九日〕

仏暦二五四二年移民法(第三版)

(前文省略)

第一条

この法令を「仏暦二五四二年移民法(第二版)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日の翌日から施行する。

〔注／官報記載は仏暦二五四二年(西暦一九九九年)十一月五日〕

第三条

仏暦二五二三年移民法(第二版)によって改訂増補された仏暦二五二二年移民法末尾の手数料、料金、その他費用のレート表における手数料額を廃止し、以下に代える。

手数料

- (一) 第一二条(一)に基づく査証。一回使用／二〇〇〇バーツ。複数回使用／一万バーツ。
- (二) 第二二条に基づく不服申し立て。一人／二〇〇〇バーツ。
- (三) 第三五条に基づく王国内での一時的な居留延長の申請。一人／一回／二〇〇〇バーツ。
- (四) 第三六条に基づく不服申し立て。一人／二〇〇〇バーツ。
- (五) 第三九条に基づく再入国許可申請。一人／一回／二〇〇〇バーツ。残り期間にわたって複数回である場合は五〇〇〇バーツ。
- (六) 第四五条に基づく永住許可申請。一人／八〇〇〇バーツ。
- (七) 第四七条または第五一条に基づく永住許可書。一部／二〇万バーツ。申請者が永住許可された外国人、またはタイ国籍者の配偶者か未成年の子である場合は一部／一〇万バーツ。
- (八) 第五〇条(一)に基づく再入国のための出国証明。一人／二〇〇〇バーツ。
- (九) 第五〇条(二)に基づく永住許可書。一部／二万バーツ。
- (一〇) 第五二条に基づき発行する書類。一部／二〇〇〇バーツ。
- (一一) 第五七条に基づき係官に国籍を証明するための申し立て。一人／八〇〇バーツ。

\*注 / ここで規定された金額は手数料その他の法定上限を意味する。

一九七九年移民法に基づく省令二五号(一九九九年)

(前文省略)

仏暦二五二三年移民法(第二版)によって改訂増補された仏暦二五二二年移民法に基づく省令六号(仏暦二五二三年)第一〇項の内容を廃止し、以下に置き換える。

「第一二条(一)に基づく査証免除は以下の原則・方法・条件に従う。

(一)タイ政府と合意した国の旅券所持者。

(二)内閣の承認を得た大臣規定に基づくタイ大使館、タイ領事館のない国から来た旅券所持者。

(三)以下の条件下に旅行のため一時入国する旅券所持者、または旅券代用書所持者。

(ア)内閣の承認をもって大臣が規定した国の国籍を有する。その旅券または旅券代用書を発行した国の国籍を有する。

(イ)飛行機または五〇〇トン以上の海運船舶による入国、またはマレーシア国との国境における入国者検問所、国境ポイントの認可ルートを通じた入国、あるいは大臣が規定したところに基づくその他の入国者検問所の認可ルートを通じた入国。

(ウ)飛行機、海運船舶、鉄道列車、乗合バス、ハイヤー自動車、観光サービス自動車、ハイヤー自動二輪車による入国の場合、以下がなければならない。

(1)全額運賃を支払い、第二段落に基づく期限内に出国するのに使用する乗り物の所有者または運転者のチケットまたは書類。

(2)全額運賃を支払い、第二段落に基づく期限内に出国するのに使用する乗り物の座席予約を示す乗り物の所有者または運転者の証拠書類。

このときマレーシア国籍または大臣が規定したところに基づく国籍を有する者で、乗合バス、ハイヤー自動車、観光サービス自動車、ハイヤー自動二輪車で、マレーシア国との国境における入国者検問所、国境ポイントの認可ルートを通じ入国した者は、チケットまたは(一)(二)に基づく書類がなくてもよい。

(四)タイ政府が主催者である、あるいは関係省庁局の承認を受けた国際会議または国際スポーツ競技会のために一時入国した旅券所持者または旅券代用書所持者。

(二)(三)(四)に基づき査証免除を受けた者は、入国から三〇日以内滞在できる。

仏暦二五四二年(西暦一九九九年)一二月二九日制定。

外国人と婚姻したタイ人の土地取得に関する内務省緊急通達

仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕三月二三日

外国人と婚姻した、または婚姻したことのあるタイ国籍者、及び外国人の子でタイ国籍を有する未成年者の土地取得の件

(バンコク都を除く) 全県の県知事各位

参照文書

- 一、仏暦二四九七年〔西暦一九五四年〕二月二〇日付けの内務省内部文書二八一三〇／二四九七号。
- 二、仏暦二四九八年〔西暦一九五五年〕四月五日付けの内務省内部文書六八三三／二四九八号。
- 三、仏暦二四九八年〔西暦一九五五年〕一〇月二八日付けの内務省内部文書二二四八七／二四九八号。
- 四、仏暦二五三五年〔西暦一九九二年〕二月四日付けの内務省緊急秘密文書モートー〇六一〇／ウォー二四号。
- 五、仏暦二五〇一年〔西暦一九五八年〕九月二六日付けの土地局内部文書八一六二／二五〇一号。
- 六、仏暦二五〇三年〔西暦一九六〇年〕二月二四日付けの土地局内部文書三四〇／二五〇三号。
- 七、仏暦二五〇六年〔西暦一九六三年〕十一月一四日付けの土地局文書七五八三／二五〇六号。
- 八、仏暦二五〇八年〔西暦一九六五年〕十一月二四日付けの土地局秘密文書モートー〇六〇七／ウォー八二二六号。
- 九、仏暦二五四〇年〔西暦一九九七年〕六月九日付けの土地局秘密文書モートー〇七一〇／ウォー一七三九四号。

内務省はこれまで、外国人を配偶者に持つタイ人女性、外国人の子でタイ国籍を持つ未成年者が土地取得を申請してきた場合について、認可・不認可にあたっての執行の原則、あるいは認可できる原則内にある場合は県が許可者となることを委任し、許可できる原則から外れているが、その他の事由から許可できると判断した場合は、土地局に審査を求める執行の原則を定めてきた。また土地局も外国人と夫婦関係にあるタイ人女性、外国人を妻に持つタイ人についての執行方法を定めてきたが、

仏暦二五四〇年〔西暦一九九七年〕タイ王国憲法第三〇条が、人は法的に平等であり、等しく法律により保護を受けること、男女は平等な権利を有すること、出生、民族、言語、性別、年齢、心身の状態、地位、経済または社会的な状況、信仰、教育、または憲法に抵触しない政治信条の違いにより人を不公正に差別することはできないと規定し、同じく第四八条第一段落で、人の財産権は保護され、その権利の範囲及び制限は法律の規定に従うと規定していることにより、

内務省はタイ王国憲法の規定に従うために審議し、以下の判断を下した。すべての参照文書、一連の規則、この文書に反するその他の命令を廃止することで、当該の件に関する原則を変更しなければ

ならず、係官は以下に従う。

一、法的に外国人を配偶者に持つタイ国籍者が、婚姻中に土地を購入する、土地の譲渡を受ける、あるいはそれに類似するケースを申請してきた場合、もし申請者及び外国人の配偶者が文面をもって、タイ国籍者の土地購入資金がすべてタイ国籍者の有する特有資産であり、共有資産でないことを主張し、それが検証されれば、係官は申請者に対し権利と法律行為の登記を行うことができる。しかし、もしタイ国籍者の配偶者である外国人が前記のように主張しない、または文面をもって土地購入資金の全部または一部が共有資産であると主張したとき、係官は検証後、土地法典第七四条第二段落に基づき大臣命令を求めるため土地局に送付する。

[注 / 特有資産(シン・スアントゥア)は結婚前から持っていた資産、及び結婚後に自ら得た資産。共有資産(シン・ソムロット)とは結婚後に配偶者により得た、あるいは共に得た資産を意味する]

二、法的でなく外国人を配偶者に持つタイ国籍者が、外国人と夫婦関係にある間、土地を購入する、土地の譲渡を受ける、あるいはそれに類似するケースを申請してきた場合、もし申請者及び外国人の配偶者が文面をもって、タイ国籍者の土地購入資金がすべてタイ国籍者の有する特有資産であり、共に得た資産でないことを主張し、それが検証されれば、係官は申請者に対し権利と法律行為の登記を行うことができる。しかし、もしタイ国籍者の配偶者である外国人が前記のように主張しない、または文面をもって土地購入資金の全部または一部が共に得た資産であると主張したとき、係官は検証後、土地法典第七四条第二段落に基づき大臣命令を求めるため土地局に送付する。

三、法的に、あるいは法的でなく外国人を配偶者に持つタイ国籍者が、婚姻中に、あるいは夫婦関係にある間、土地の譲渡を受けることを申請してきた場合、特有資産としての譲渡であり、あるいはその者だけの特有資産であり、外国人が土地の共同所有者にならないことが検証されれば、係官は申請者に対し権利と法律行為の登記を行うことができる。しかし、もし譲渡が共有資産としてなされる、あるいは外国人の配偶者が共同所有者になるとき、係官は検証後、土地法典第七四条第二段落に基づき大臣命令を求めるため土地局に送付する。

四、かつて外国人を配偶者に持ち、その後離婚した、または別離したタイ国籍者が土地の取得にあたっての法律行為を申請してきた場合、法律を逸脱しないものであると検証されれば、申請者に対し権利と法律行為の登記を行うことができる。

五、外国人の子でタイ国籍を持つ未成年者が土地の取得にあたっての法律行為を申請してきた場合、もし法律を逸脱しないものであると検証されれば、申請者に対し権利と法律行為の登記を行うことができる。

以上について通達するとともに、土地係官に対し今後順守することを命じる。

サナン・カチョンプラサート

内務大臣